

民間船舶の運航・管理事業
(旅客船)

事業契約書
(案)

民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する事業契約書

- 1 事業名 民間船舶の運航・管理事業（旅客船）
- 2 調達要求番号 7-06-2005-028A-K-4001
品名・数量 民間船舶の運航・管理事業（旅客船） 1式
- 3 事業期間 契約締結日から令和17年12月31日まで
- 4 契約代金額 ￥ XX,XXX,XXX,XXX-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ X,XXX,XXX,XXX)
(ただし、その内訳金額は本契約別紙1「契約代金額の内訳」に記載
するところによる。)
- 5 契約保証金 本契約第9条に定めるとおり。

上記の事業について、支出負担行為担当官等 防衛装備庁 XXXXXXXX（以下「発注者」という。）と XXXXXXXX（以下「事業者」という。）とは、別添の条項による公正な事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 XX 年 XX 月 XX 日

発注者 住 所 東京都新宿区市谷本村町 5-1
支出負担行為担当官等
防衛装備庁 XXXXXXXX XXXX XXXX

事業者 住 所 XXXXXXXX
商 号 XXXXXXXX
代表者 XXXXXXXX

[支出負担行為認証・登録年月日及び番号：令和 XX 年 XX 月 XX 日・第 XXXXX 号]

認証する。

支出負担行為認証官

防衛装備庁長官官房監察監査・評価官 XXXX XXXX

目 次

前文 本契約の前提	1
第1章 総則	2
第1条 (契約の目的)	2
第2条 (用語の定義)	2
第3条 (事業の趣旨の尊重及び遵守事項)	2
第4条 (契約書類及び規定の適用関係)	2
第5条 (秘密の保持)	3
第6条 (共通事項)	3
第2章 本事業の実施に関する事項	4
第7条 (契約の期間)	4
第8条 (事業の概要)	4
第9条 (契約の保証)	4
第10条 (権利義務の譲渡等)	5
第11条 (事業者の責任)	5
第12条 (事業工程表)	5
第13条 (本事業船舶及び成果物の著作権)	5
第14条 (第三者の知的財産権等の侵害)	6
第15条 (選定企業の使用等)	6
第16条 (選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)	7
第17条 (各業務等における第三者の使用等)	7
第18条 (使用人等に関する事業者の責任)	7
第19条 (本事業の従事者)	7
第20条 (監視職員)	7
第21条 (事業者の総括代理人)	8
第22条 (総括代理人等に関する措置請求)	8
第23条 (業績等の監視及び改善要求措置)	9
第24条 (事業者に対する支払)	9
第25条 (遅延利息)	10
第26条 (費用負担等)	10
第27条 (租税公課の負担)	10
第28条 (許認可等の取得等)	10
第29条 (保険の付保等)	11
第30条 (要求水準の変更)	11
第31条 (要求水準の変更による措置)	12

第 32 条	(損害賠償責任)	12
第 33 条	(第三者に生じた損害)	13
第 34 条	(法令等の変更等による措置)	13
第 35 条	(不可抗力による措置)	14
第 36 条	(中止による措置)	15
第 37 条	(関係者協議会の設置)	15
第 38 条	(周辺関係者等への対応)	15
第 39 条	(環境対策)	16
第 3 章	本事業船舶の調達に関する事項	16
第 1 節	共通事項	16
第 40 条	(本事業船舶の調達)	16
第 41 条	(発注者による確認等)	16
第 42 条	(業務計画管理)	16
第 2 節	本事業船舶の設計に関する事項	17
第 43 条	(設計の実施及び管理)	17
第 44 条	(基本設計書等の作成及び提出)	17
第 45 条	(設計図書の変更)	17
第 3 節	本事業船舶の改造等に関する事項	18
第 46 条	(本事業船舶の改造等)	18
第 47 条	(本事業船舶の改造等の過程における報告及び検査)	18
第 48 条	(本事業船舶の改造等完了時試験)	18
第 49 条	(備品搭載、許認可等の取得及び登記の完了)	19
第 50 条	(本事業船舶に係る業務完了通知書等の交付)	19
第 51 条	(船舶調達業務に関する責任分担)	20
第 52 条	(運航開始の遅延に伴う措置)	20
第 53 条	(本事業船舶の所有)	20
第 4 章	船舶維持管理業務及び船員雇用・養成業務に関する事項	20
第 1 節	船舶維持管理業務	20
第 54 条	(船舶維持管理業務の実施)	20
第 55 条	(業務体制の整備)	21
第 56 条	(本事業船舶の保守点検・修繕及び定期検査等)	21
第 57 条	(船用品等及び係留施設の手配・確保)	22
第 58 条	(船舶維持管理業務の報告)	22
第 59 条	(船舶維持管理業務における第三者の使用等に係る措置)	22
第 60 条	(船舶維持管理業務に関する責任分担)	23
第 61 条	(船舶維持管理業務の終了)	23

第2節	船員雇用・養成業務	23
第62条	(船員雇用・養成業務の実施)	23
第63条	(雇用計画書及び雇用実績書)	24
第64条	(本事業船員の養成)	24
第65条	(船員雇用・養成業務の報告)	24
第66条	(船員雇用・養成業務に関する責任分担)	25
第67条	(船員雇用・養成業務の終了)	25
第5章	船舶運航業務に関する事項	25
第1節	共通事項	25
第68条	(船舶運航業務の実施)	25
第69条	(緊急時の措置)	25
第70条	(船舶運航業務における第三者の使用等に係る措置)	26
第71条	(船舶運航業務に関する責任分担)	26
第72条	(船舶運航業務の終了)	27
第2節	船舶運航業務(通常時)	27
第73条	(年度運航計画書)	27
第74条	(出港までの船舶運航(通常時))	27
第75条	(出港後、到着までの船舶運航(通常時))	28
第76条	(到着後の船舶運航(通常時))	28
第3節	船舶運航業務(防衛出動等)	28
第77条	(回航指示までの船舶運航(防衛出動等))	28
第78条	(出動前の船舶の引渡(防衛出動等))	29
第79条	(出動後の船舶の引渡し(防衛出動等))	29
第4節	船舶運航業務(緊急時)	30
第80条	(船舶運航(緊急時))	30
第5節	輸送役務発注者の実施する業務	31
第81条	(輸送役務発注者の実施する業務)	31
第6章	全般管理業務に関する事項	31
第82条	(全般管理業務における第三者の使用等に係る措置)	31
第83条	(全般管理業務に関する責任分担)	31
第7章	民間収益事業	32
第84条	(民間収益事業)	32
第8章	サービス対価の支払に関する事項	32
第85条	(サービス対価の支払)	32
第86条	(サービス対価の改定)	33
第9章	船舶運航期間中の全損	33

第 87 条	(本事業船舶の全損の回避)	33
第 88 条	(全損の原因調査)	33
第 89 条	(本事業船舶の全損時の措置)	34
第 10 章	本契約の解除及び終了に関する事項	35
第 1 節	解除権等	35
第 90 条	(発注者の解除権—全部解除)	35
第 91 条	(発注者の任意による解除)	36
第 92 条	(事業者の解除権)	36
第 93 条	(法令等の変更等又は不可抗力による解除)	36
第 94 条	(一部解除)	36
第 2 節	船舶運航開始日未到来の本事業船舶に係る契約解除の効力	37
第 95 条	(事業者の帰責事由による契約解除の効力)	37
第 96 条	(発注者の帰責事由による契約解除の効力)	37
第 97 条	(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)	38
第 3 節	船舶運航開始日到来後の本事業船舶に係る契約解除の効力	38
第 98 条	(事業者の帰責事由による契約解除の効力)	38
第 99 条	(発注者の帰責事由による契約解除の効力)	39
第 100 条	(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)	40
第 4 節	本契約の終了	40
第 101 条	(契約終了時の本事業船舶の取扱い)	40
第 102 条	(関係書類の引渡し等)	41
第 11 章	輸送役務契約締結時の処理	41
第 103 条	(輸送役務契約との関係)	41
第 104 条	(輸送役務履行の指示、監督)	41
第 105 条	(事故報告)	41
第 106 条	(調査)	41
第 107 条	(輸送役務の延期、変更等)	41
第 108 条	(臨機の処置)	42
第 109 条	(船舶運航業務に関する責任分担)	42
第 110 条	(輸送役務完了届、輸送役務検査及び代金支払)	43
第 111 条	(輸送役務契約の解除)	43
第 112 条	(輸送役務契約の解除の効力)	44
第 113 条	(仲裁)	44
第 12 章	表明保証及び誓約等	44
第 114 条	(事業者による事実の表明保証及び誓約)	44
第 115 条	(提出書類)	45

第 116 条	(その他特約条項)	45
第 13 章	雑則	45
第 117 条	(本契約の変更)	45
第 118 条	(準拠法及び裁判管轄)	45
第 119 条	(解釈)	45
附則		45
別紙	1 契約代金額の内訳	1
別紙	2 用語の定義	7
別紙	3 業績等の監視及び改善要求措置要領	17
別紙	4 サービス対価の算定及び支払方法	18
別紙	5 事業者等が付す保険等	19
別紙	6 不可抗力による費用分担	23
別紙	7 暴力団排除に関する特約条項	25
別紙	8 談合等の不正行為に関する特約条項	27
別紙	9 再計算の利息の算定に係る調達利率	29
別紙	10 輸送役務契約書の雛型	30
別紙	11 民間収益事業の実施要領書	34

前文 本契約の前提

民間船舶の運航・管理事業（旅客船）（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の定めるところにより「選定事業」として実施するものである。

「本事業」における「公共施設等の管理者等」は、防衛大臣である。また、「支出負担行為」に関する事務を行う者をもって「発注者」とする。

防衛省は、「本事業」について、令和XX年XX月XX日に「PFI法」第5条第1項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、令和XX年XX月XX日に「PFI法」第7条の定めるところにより「本事業」を「選定事業」とした。

「発注者」は、「PFI法」第8条第1項の定める民間事業者の選定について、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項に定める方法により行った。その結果、「発注者」は、令和XX年XX月XX日に「本事業」の実施を担う民間事業者を特定し、令和XX年XX月XX日に当該民間事業者との間で「基本協定書」を締結した。

「発注者」及び「事業者」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の趣旨を踏まえ、「本事業」の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力し、円滑な遂行に努める。

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、「発注者」及び「事業者」が相互に協力し、「本事業」を円滑に実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる引用符付きの用語の定義は、本契約別紙2「用語の定義」に定めるところによる。

(事業の趣旨の尊重及び遵守事項)

第3条 「事業者」は、本契約の定めるところにより、「本事業」が、「本事業船舶」を調達し、その機能及び性能が将来にわたって適切に確保されるように維持管理し、「予備自衛官等」の活用を含む「本事業船員」の確保・養成を実施し、かつ「本事業船舶」を運航する事業であることを十分に理解し、「本事業」の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 「発注者」は、「本事業」が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

3 「発注者」及び「事業者」は、本契約の履行にあたり、日本国の「法令等」を遵守する。

4 「事業者」は、「事業契約書」及び「入札説明書等」並びに「提案書類」に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、「本事業」を実施しその他本契約上の義務を履行する。

(契約書類及び規定の適用関係)

第4条 本契約は、次の各号に掲げる書面により構成される。

一 「事業契約書」

二 「入札説明書等」

三 「提案書類」

2 「事業契約書」、「入札説明書等」及び「提案書類」の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、「事業契約書」、「入札説明書等」、「提案書類」の順に優先して適用される。

3 「事業契約書」又は「入札説明書等」それぞれに含まれる書類間で疑義が生じた場合は、「発注者」と「事業者」との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

4 第2項の規定にかかわらず、「要求水準書」と「提案書類」の内容に差異がある場合には、「提案書類」に記載された提案内容が「要求水準書」に記載された水準を上回るときに限り、「提案書類」に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が「要求水準」となる。

5 本契約に基づき「事業者」と「輸送役務発注者」との間で「輸送役務契約」が締結された場合、当該「輸送役務契約」の履行について、「事業者」及び「輸送役務発注者」は、本契約において「輸送役務契約」又は「輸送役務発注者」に言及している規定については当該規定に従うほか、第11章の規定に従うものとする。本契約と当該「輸送役務契約」については、各契約の当事者である「事業者」及び「発注者」又は「事業者」及び「輸送

役務発注者」のみが、それぞれ各契約の費用及び責任を負担するものとする。なお、「事業契約書」と「輸送役務契約」の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、「事業者」、「発注者」と「輸送役務発注者」の間で協議するものとする。

(秘密の保持)

第5条 「発注者」及び「事業者」は、「事業期間」中及び本契約終了後も、本契約の内容、本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含み、この場合、当該「輸送役務契約」の履行について「発注者」を「輸送役務発注者」と読み替える。以下本条において同じ。）に関する協議の内容及び「本事業」に関して本契約の相手方当事者より開示を受けた情報につき、本契約の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に開示せず、かつ本契約の目的以外の目的には使用しない。ただし、「発注者」若しくは「事業者」が、司法手続若しくは「法令等」に基づき開示する場合、「選定企業」、「本事業」に関連して業務を委任したアドバイザー、若しくは「本事業」に融資を行う金融機関等に対して、本契約と同等の秘密保持義務を課して必要な範囲で開示する場合、「事業者」から「本事業」を引き継ぐ若しくは引き継ぐことを検討する第三者に対して「発注者」が必要な範囲で開示する場合、又は本契約に基づき開示することが認められる場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約上の義務違反によることなく公知となった情報
- 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

3 本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合において、「事業者」が同契約で別途の守秘義務を負う場合には、「事業者」は、当該「輸送役務契約」の履行において、前2項に定める守秘義務に加えて、当該別途の守秘義務についても従うものとする

(共通事項)

第6条 本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含み、この場合、当該「輸送役務契約」の履行について「発注者」を「輸送役務発注者」と読み替える。以下本条において同じ。）に定める請求、勧告、通知、報告、申出、確認、承認、承諾、指示、要請、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、「発注者」が必要と認めた場合には、この限りではない。

2 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。

5 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

6 本契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

7 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる時刻は日本標準時とする。

- 8 本契約で定められている「法令等」が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された「法令等」が本契約に適用される。

第2章 本事業の実施に関する事項

（契約の期間）

第7条 本契約は、その締結日からその効力を生じ、「事業期間」の終了日に終了する。
なお、本契約の終了を予定する時点において、本事業船舶を継続して使用することが有効と認められる場合、発注者は事業者と協議し合意の上、当該延長可能と見込まれる時点まで本事業の事業期間を延長することができる。

（事業の概要）

第8条 「本事業」は、「事業契約書等」に定める「各業務」、これらの業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成されるものとし、「事業者」はその他「本事業」に関連のない事業を行ってはならない。

- 2 「本事業」の予定スケジュールは、以下のとおりとする。なお、本事業船舶が令和8年1月1日から運航開始できない場合は、暫定的な措置として船舶を入れ替えて配備するなど、防衛省と事業者が協議の上、対応を決定する。

令和8年1月1日 「船舶運航開始予定日」

令和17年12月31日 「船舶運航業務」の終了日及び「本事業」の終了日

（契約の保証）

第9条 「事業者」は、本契約の締結日から「船舶運航開始日」までの期間について、次の各号に掲げるいずれかの保証を付すものとし、当該保証に係る契約保証金額又は保険金額は、次項に掲げる金額としなければならない。ただし、個別の「輸送役務契約」を締結する際においては、別途の定めがない限り、契約の保証は付さない。

- 一 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
 - 二 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - 三 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、防衛省が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- 2 前項の契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、「改造等費用金額」の10分の1以上とする。
- 3 事業者が第1項第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第二号に掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除する。
- 4 「改造等費用金額」に変更があった場合には、保証の額が変更後の当該金額の10分の

1に達するまで、防衛省は保証の額の増額を請求することができ、事業者は保証の額の減額を請求することができる。

- 5 本条に従って付された契約の保証は、「輸送役務契約」の保証として扱ってはならず、「発注者」は、「事業者」による「輸送役務契約」の不履行等をてん補するために本条に基づく契約の保証を充当してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含み、この場合、当該「輸送役務契約」の履行について「発注者」を「輸送役務発注者」と読み替える。）上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。

2 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。

3 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、各「選定企業」を変更してはならない。

4 「発注者」は、「選定企業」、「再受任者」、又は「下請負人」が、「事業者」の経営若しくは「本事業」の安定性を阻害し、又は「本事業」に関与することが適当でない者となった場合には、「事業者」に対して当該者が「本事業」に関与しないようにするために必要な措置をとるように求めることができる。

(事業者の責任)

第11条 「事業者」は、本契約において別途規定されている場合を除き、「事業契約書等」に従い「本事業」を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、「本事業」を適正かつ確実に実施し、「本事業」の実施に係る一切の責任を負う。

2 本契約に別途規定されている場合を除き、「発注者」の「本事業」に関する確認若しくは立会又は「事業者」から「発注者」に対する報告、通知若しくは説明を理由として、「事業者」はいかなる本契約上における「事業者」の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、「発注者」は何ら責任を負担しない。

(事業工程表)

第12条 「事業者」は、本契約の締結後、10営業日以内に、「事業契約書等」に基づき、本契約の締結日から「船舶運航終了予定日」までの「事業工程表」を作成し、「発注者」に提出し、確認を受けなければならない。

2 「事業者」は、「本事業」を「事業工程表」に従い実施し、「事業工程表」に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

3 「事業者」は、「事業工程表」について変更があった場合には、速やかに「発注者」に当該変更後の「事業工程表」を提出し、確認を受けるものとする。

(本事業船舶及び成果物の著作権)

第13条 「本事業船舶」及び「成果物」が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1

項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

- 2 「事業者」が「本事業」の実施に当たり作成した「設計図書」、各種計画書、ソフトウェアその他の著作権は、「発注者」が受領した時点をもって「事業者」から「発注者」に移転する。ただし、「事業者」が従来より権利を有していたもの及び「本事業」の実施により新たに作成した、同種の著作物に共通に利用されるノウハウ等に係る著作権は、「事業者」に留保し、「事業者」は「発注者」に対して当該著作物等の無期限かつ無償の使用権を付与し、自ら又は著作者（「発注者」を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
- 3 「事業者」は、「発注者」の事前の書面による承諾なく、前項に規定する著作物等を自ら又は「選定企業」をして、第三者へ譲渡してはならない。「発注者」の事前の書面による承諾を得て前項に定める著作物等を第三者に譲渡する場合には、「事業者」は、「発注者」がその第三者から前項に定める条件でその著作物等の使用権の付与が受けられることを保証する。

（第三者の知的財産権等の侵害）

第14条 「事業者」は、本契約の履行にあたり、第三者の有する「知的財産権等」を侵害しないこと、並びに「本事業船舶」及び「成果物」の作成又は利用が第三者の有する「知的財産権等」を侵害していないことを、「発注者」に対して保証する。

- 2 「事業者」が、本契約の履行にあたり、第三者の有する「知的財産権等」を侵害し、又は「本事業船舶」及び「成果物」の作成又は利用が第三者の有する「知的財産権等」を侵害する場合には、「事業者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、又は「発注者」が指示する必要な措置を行う。ただし、「事業者」の当該侵害が、「発注者」の特に指定する材料、設計方法、建造方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合は、この限りでない。

（選定企業の使用等）

第15条 「事業者」は、「各業務」を、各「選定企業」に委任し、又は請け負わせるものとし、「発注者」の承諾がある場合を除き、「各業務」の全部又は一部を各「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 「事業者」は、「各業務」を「選定企業」に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約において、本契約に基づいて「事業者」が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせる。
- 3 「事業者」は、「各業務」を「選定企業」に委任し、又は請け負わせたときは、当該業務の委任又は請負に係る締結済み契約書の写しを遅滞なく「発注者」に提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、契約書の内容が変更された場合及び第10条第3項又は第4項の規定に基づき契約の相手方が変更された場合について準用する。
- 5 「事業者」は、「選定企業」の使用に関する一切の責任を負うものとし、「選定企業」の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

6 本契約に別段の定めがある場合を除き、「事業者」は、前項に定める場合のほか、「選定企業」をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担しなければならない。

(選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)

第 16 条 「事業者」は、「事業者」から直接受任し、又は請け負って業務を実施する各「選定企業」をして、当該業務の全部又はその主たる部分全体を一括して第三者に再委任させ、又は下請負させてはならない。

(各業務等における第三者の使用等)

第 17 条 「事業者」は、各「選定企業」をして、「各業務」の一部を第三者に再委任し若しくは下請負させたときは、遅滞なく「発注者」に対してその旨通知し、「発注者」の請求があった場合には、当該業務の委任又は請負に係る締結済契約書の写しを遅滞なく「発注者」に提出しなければならない。また、当該契約書の内容が変更されたときも同様とする。

2 「事業者」は、各「選定企業」をして、前項に基づく再委任又は下請負を行わせるときは、当該業務の再委任又は下請負に係る契約において、本契約に基づいて「事業者」が負うべき秘密保持義務と同等の義務を「再受任者」又は「下請負人」に負わせなければならない。

3 「事業者」は、「各業務」の実施に係る「再受任者」又は「下請負人」の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

(使用人等に関する事業者の責任)

第 18 条 「事業者」は、自ら、「選定企業」、「事業者」から直接受任し、又は請け負って業務を実施する「再受任者」又は「下請負人」が用いた使用人等による業務上の行為に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

(本事業の従事者)

第 19 条 「事業者」は、「各業務」を行うにあたって必要な有資格者を「各業務」の従事者として配置しなければならない。

2 「事業者」は、前項に定める「各業務」の従事者のうち、「事業者」が直接「各業務」を委任し又は請け負わせた者については、各「事業年度」終了日から 30 日以内に、「発注者」に対してその商号等を届け出るものとする。また、「事業者」は、前項に定める「各業務」の従事者のうち、「再受任者」及び「下請負人」における従事者については、「発注者」から要求があった場合には速やかに、「発注者」に対してその商号等を届け出るものとする。

(監視職員)

第 20 条 「発注者」は、「監視職員」を置いたとき又は変更したときは、その日から 14 日以内に、その氏名を「事業者」に通知する。

- 2 「監視職員」は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく「発注者」の権限とされる事項のうち、「発注者」が必要と認めて「監視職員」に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - 一 「本事業」の適正かつ確実な実施についての「事業者」又は「事業者」の「総括代理人」に対する請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議
 - 二 「事業者」により提供される「本事業」の実施に係る「要求水準」の達成状況の監視
 - 三 本契約の義務の履行に係る「本事業」の実施状況の監視
 - 四 「事業者」の財務状況及び「選定企業」との契約内容の監視
 - 五 「事業者」が作成及び提出した資料の確認
 - 六 「各業務」を実施するうえで必要となるすべてのデータ、文書、図面、仕様、工程計画書、ソフトウェア等及び情報を提供させ、又は閲覧すること
 - 七 試験又は検査
- 3 「発注者」は、2人以上の「監視職員」を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの「監視職員」の有する権限の内容を「事業者」に通知する。また、本契約に基づく「発注者」の権限の一部を「監視職員」に委任した場合には、当該委任した権限の内容を「事業者」に通知する。
- 4 第2項の規定に基づく「監視職員」の請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 「発注者」が「監視職員」を置いた場合には、本契約に定める「発注者」に対する請求、通知、報告、申出、要請等は、「監視職員」を経由して行う。この場合において、「監視職員」に請求、通知、報告、申出、要請等が到達した日をもって「発注者」に到達したものとみなす。
- 6 「発注者」が「監視職員」を置かない場合には、本契約に定める「監視職員」の権限は、「発注者」に帰属する。

(事業者の総括代理人)

- 第21条** 「事業者」は、「総括代理人」を置くものとし、その氏名その他必要な事項を直ちに「発注者」に通知しなければならない。「総括代理人」を変更したときも同様とする。
- 2 「総括代理人」は、本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、本契約に基づく「事業者」の一切の権限を行使することができる。
 - 一 「サービス対価」の変更
 - 二 「サービス対価」の請求及び受領
 - 三 次条第1項の請求の受理
 - 四 次条第2項の決定及び通知
 - 五 契約の解除
 - 3 「事業者」は、本契約に定める請求、通知、報告、申出、要請及び解除等を、「総括代理人」を経由して行うものとし、「発注者」は、本契約に定める請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議を、「総括代理人」を経由して行うものとする。

(総括代理人等に関する措置請求)

- 第22条** 「発注者」は、「総括代理人」がその職務の執行につき、「本事業」の適正かつ

確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 営業日以内に「発注者」に通知しなければならない。
- 3 「事業者」は、「監視職員」がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、「発注者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 「発注者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 営業日以内に「事業者」に通知しなければならない。

(業績等の監視及び改善要求措置)

第 23 条 「事業者」は、「提案書類」に従い、自らの「業績等」を確認し、「発注者」に報告する。

- 2 「発注者」は、本契約別紙 3 「業績等の監視及び改善要求措置要領」の定めるところにより、「事業者」の報告によるほか、必要に応じて実地にて確認を行い、「本事業」に関する「業績等」の監視を行う。
- 3 「事業者」は、本契約に定めがある場合、又は「発注者」の請求があるときは、「事業者」及び「選定企業」が実施する業務の実施状況並びに本契約の履行状況について、「発注者」に説明及び報告しなければならない。
- 4 「発注者」は、随時に、「事業者」及び「選定企業」が実施する「本事業」の実施状況並びに本契約の履行状況について、実地にて確認することができる。
- 5 「発注者」は、前 4 項の結果、「本事業」に関して「業務不履行」があると認める場合は、本契約別紙 3 「業績等の監視及び改善要求措置要領」の定めるところにより改善要求措置をとる。

(事業者に対する支払)

第 24 条 「発注者」は、本契約第 85 条及び本契約別紙 4 「サービス対価の算定及び支払方法」の定めるところにより「サービス対価」を「事業者」に支払う。ただし、本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合において、当該「輸送役務契約」の履行については、「サービス対価」の対象とはせず、第 110 条第 6 項の規定に従い、個別の「輸送役務契約」において別途定める「運航経費」を「輸送役務発注者」から「事業者」に対して支払うものとする。

- 2 「発注者」は、本契約に基づいて生じた「事業者」に対する債権及び債務を「法令等」の範囲内において対当額で相殺することができる。
- 3 本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には、「輸送役務発注者」は、「運航経費」その他「輸送役務契約」に基づく債権及び債務を「法令等」の範囲内において対当額で相殺することができる。

(遅延利息)

第 25 条 「発注者」が、本契約に基づく支払（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には、前条第 1 項に定める「運航経費」その他「輸送役務契約」に基づく支払を含み、この場合、当該「輸送役務契約」の履行について「発注者」を「輸送役務発注者」と読み替える。以下本条において同じ。）を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を「事業者」に支払わなければならない。当該遅延利息の額が 100 円未満であるとき又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又はその端数を切り捨てるものとする。

2 「事業者」が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を「発注者」に支払わなければならない。

(費用負担等)

第 26 条 「事業者」による「本事業」の実施その他本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含み、この場合、当該「輸送役務契約」の履行について「発注者」を「輸送役務発注者」と読み替える。以下本条において同じ。）上の義務の履行に必要な一切の費用は、「サービス対価」、「運航経費」及び本契約において「発注者」が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて「事業者」が負担する。

2 「事業者」による「本事業」の実施その他本契約上の義務の履行に必要な「事業者」の資金の調達、本契約において「発注者」が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて「事業者」が自らの責任と費用で行う。

3 「発注者」は、本契約において別途規定されている場合を除き、「事業者」に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。

4 本契約において該当する事由に応じて費用負担を定める場合において、該当する事由が複数あると認められる場合には、「発注者」及び「事業者」の間で協議の上、当該費用の分担を定める。

(租税公課の負担)

第 27 条 本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含む。）及び「本事業」に関連して生じる租税公課は、本契約において別途規定されている場合を除き、すべて「事業者」が負担する。

(許認可等の取得等)

第 28 条 「事業者」は、「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出（以下、当該許認可及び届出を総称して「許認可等」という。）を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、「発注者」が「許認可等」の取得又は届出をする必要がある

場合には、「発注者」が自らの費用で必要な措置を講ずる（ただし、当該「許認可等」の取得又は届出の費用が、「事業者」の責めに帰すべき事由に起因して発生した場合は、「事業者」がその費用を負担する。）。当該措置について「事業者」に協力を求めた場合には、「事業者」は、「要求水準書」に記載されているものについてはすべてこれに応じ、また、「要求水準書」に記載されていないものであっても、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、これに応じる。

- 3 「事業者」は、前項に定める場合を除き、「許認可等」の取得又は維持に関する責任及び損害（「許認可等」取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担する。
- 4 「発注者」は、第1項に定める「事業者」による「許認可等」の取得若しくは維持又は届出の提出について、「事業者」から協力を要請された場合には、「法令等」の範囲内において必要に応じて協力する。
- 5 「事業者」は、「許認可等」（第2項により「発注者」が取得等したものを除く。）の原本を保管し、「発注者」の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを「発注者」に提出する。

（保険の付保等）

第29条 「事業者」は、自らの責任及び費用負担により、「本事業」に関して、本契約別紙5「事業者等が付す保険等」に定める保険に加入する。

- 2 「事業者」は、本契約別紙5「事業者等が付す保険等」に定めるもののほか、自らの責任及び費用負担により、「本事業」の実施に必要な保険に加入することができる。
- 3 「事業者」は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前2項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを「発注者」に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。
- 4 本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合において、「事業者」が同契約で本契約別紙5「事業者等が付す保険等」に定める保険とは別途の付保義務を負う場合には、「事業者」は、当該「輸送役務契約」の履行において、第1項に定める付保義務に加えて、当該別途の付保義務についても従うものとする。

（要求水準の変更）

第30条 「発注者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるときには、「要求水準」の変更内容を記載した書面を「事業者」に通知し、その変更を請求することができる。この場合において、「事業者」は、「発注者」から当該書面を受領した日から10営業日以内に、当該変更に伴う措置、「船舶運航開始予定日」の遅延の有無、「サービス対価」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行う。

- 2 「発注者」又は「事業者」は、技術革新等により「サービス対価」の減額を目的とした「要求水準」の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して「サービス対価」の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行う。
- 3 前2項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合は、「発注者」が合理的な変更を定め、「事業者」はこれに従わなければならない。
- 4 「事業者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるときには、「要求水準」の変更内容を記載した書面を「発注者」に通知し、その変更に関する協議を求めることができ

る。この場合において、「事業者」は、当該変更に伴う措置、「船舶運航開始予定日」の遅延の有無、「サービス対価」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行う。

- 5 前項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合、「要求水準」の変更はなされない。

(要求水準の変更による措置)

第31条 「事業者」は、前条第1項及び第4項に定める変更の協議において、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、「船舶運航開始予定日」の遅延及び「サービス対価」の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議しなければならない。

- 2 「事業者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「事業者」が当該変更により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害を負担する。

- 3 前項の規定は、次条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。

- 4 「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「発注者」が当該変更により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害を負担し（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。また、当該変更により「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「船舶運航開始予定日」を変更できる。

- 5 「事業者」又は「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合であって、当該変更により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、「発注者」は、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。

- 6 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされ、「本事業」の実施に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生し、又は「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、第34条又は第35条に従う。

- 7 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされる場合であって、当該変更により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、第34条第5項又は第35条第5項がそれぞれ適用される。

- 8 「要求水準」の変更がなされる場合であって、「設計図書」の変更が必要なときは、「事業者」は、速やかに必要な範囲内で、「設計図書」を変更する。

- 9 前項のほか、「要求水準」の変更がなされる場合であって、「要求水準書」で「事業者」が作成するものと規定されている各書面の変更が必要なときは、「事業者」は、速やかに必要な範囲内で、当該書面を変更する。

(損害賠償責任)

第32条 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の当事者が本契約に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生したとき、相手方当事者は当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(第三者に生じた損害)

第 33 条 「事業者」は、「本事業」の実施に関して第三者に人的損害又は物的損害を及ぼした場合(船舶の衝突、油濁事故、港湾施設の損傷事故、漁網・養殖施設等の損傷事故等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。)には、直ちに「発注者」に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。

- 2 前項で規定された第三者の損害に関して「発注者」が当該第三者に対して金銭を支払った場合には、「事業者」は、当該金銭に相当する金額を「発注者」に対して補償する。
- 3 「事業者」が「本事業」に関して「発注者」の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する「法令等」上の義務を負った場合には、「発注者」は、「事業者」が当該賠償義務を負ったことにより「事業者」に生じた合理的な増加費用を負担する。

(法令等の変更等による措置)

第 34 条 「発注者」及び「事業者」は、「法令等の変更等」により、本契約若しくは「要求水準」の変更が必要になる場合又は「本事業」の実施に関する費用が増加する場合は、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。

- 2 前項の通知が送付された場合、「発注者」及び「事業者」は、本契約若しくは「要求水準」の変更又は増加費用の負担等について協議する。なお、この場合において、「事業者」は、「法令等の変更等」又はこれに伴う本契約若しくは「要求水準」の変更による「本事業」の実施に関する費用の増減に関して、「発注者」に提案しなければならない。
- 3 当該「法令等の変更等」の公布日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合は、「発注者」が合理的な範囲での対応方法を「事業者」に通知することとし、「事業者」はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増加費用の負担については第 4 項による。
- 4 本契約の締結後において、「法令等の変更等」により、「本事業」に関して「事業者」に合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。ただし、次の各号にかかわらず「発注者」は「事業者」の逸失利益は負担しない。また、「消費税等」の税率変更により「サービス対価」に係る増加費用の負担が発生した場合には、次の各号にかかわらず「発注者」が当該費用を負担する。
 - 一 「本事業」及び「PFI 法」に基づく事業のみに影響を与える「法令等の変更等」の場合には、「発注者」が当該増加費用及び損害を負担する。また、「発注者」は、本契約の締結後において、「法令等の変更等」により「本事業」の実施に関して「発注者」に発生した合理的な増加費用及び損害を負担する。
 - 二 前号に該当せず、「本事業」の遂行に重大な支障を与えると認められる「法令等の変更等」であり、これに伴う「事業者」による増加費用及び損害の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、「発注者」が当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 前二号に該当しない「法令等の変更等」の場合には、「事業者」が当該増加費用及び損害を負担する。ただし、「本事業」の遂行上重大な支障があると認められる場合には、「発注者」及び「事業者」は当該増加費用及び損害の負担について協議する。
- 5 「発注者」は、「法令等の変更等」により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額する

ことができる。

6 「発注者」は、「法令等の変更等」により「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合には、変更又は遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「船舶運航開始予定日」を変更する。

7 前各項の規定は、「法令等の変更等」により「事業者」が「本事業」を継続することが不能となったと「発注者」が判断する場合、又は「発注者」が「本事業」の継続に過分の費用を要する場合において、「発注者」が第 93 条に基づき、第 97 条又は第 100 条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(不可抗力による措置)

第 35 条 「発注者」及び「事業者」は、「不可抗力」により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったと認められるときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。当該通知に記載される内容が次項に従い「不可抗力」に該当することが証明された場合、当該通知を行った者は、当該「不可抗力」が発生した日以降、当該「不可抗力」により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該「不可抗力」により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

2 前項において「不可抗力」の発生を通知する者は、相手方に対し、「不可抗力」と考える事象に関するすべての情報を提供する。

3 「事業者」は、「不可抗力」により「本事業」に関して「事業者」に合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、増加費用及び損害が最小限となる対応策を検討し、当該「不可抗力」の内容の詳細及びそれに伴う増加費用及び損害の詳細を通知し、当該増加費用及び損害の負担等について「発注者」と協議することができる。

4 「発注者」及び「事業者」は、前項の協議の結果を踏まえ、本契約の締結後において、「不可抗力」により「本事業」に関して「事業者」に発生した合理的な増加費用及び損害（「事業者」の逸失利益を除く。）を本契約別紙 6 「不可抗力による費用分担」に規定された負担割合に応じて負担する。また、「発注者」は、本契約の締結後において、「不可抗力」により「本事業」の実施に関して「発注者」に発生した合理的な増加費用及び損害を負担する。

5 「発注者」は、「不可抗力」により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。

6 「発注者」は、「不可抗力」により「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合には、変更又は遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「船舶運航開始予定日」を変更する。

7 前各項の規定は、「不可抗力」により「事業者」が「本事業」を継続することが不能となったと「発注者」が判断する場合、又は「発注者」が「本事業」の継続に過分の費用を要する場合において、「発注者」が第 93 条に基づき、第 97 条又は第 100 条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(中止による措置)

第 36 条 「発注者」は、合理的に必要ながあると認めた場合には、その理由を「事業者」に通知した上で、「本事業」の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

- 2 「発注者」は、前項により、「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合には、遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「船舶運航開始予定日」を変更する。ただし、前項に定める一時中止が「事業者」の責めに帰すべき事由によるときは「船舶運航開始予定日」を変更しない。
- 3 第 1 項に定める一時中止が「発注者」の責めに帰すべき事由による場合に、当該一時中止により「本事業」に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害については、「発注者」がこれを負担する（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）。
- 4 前項の場合において、「事業者」は当該費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに、対応策について「発注者」と協議しなければならない。
- 5 第 1 項に定める一時中止が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に、当該一時中止により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する増加費用及び損害については、「事業者」がこれをすべて負担する。
- 6 第 1 項に定める一時中止が「法令等の変更等」又は「不可抗力」による場合に、当該一時中止により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害については第 34 条第 4 項又は第 35 条第 4 項がそれぞれ適用される。

(関係者協議会の設置)

第 37 条 「発注者」及び「事業者」は、「本事業」を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うことを目的とし、「発注者」及び「事業者」等により構成する関係者協議会を設置する。

(周辺関係者等への対応)

第 38 条 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、「本事業」により「係留施設」の周辺関係者等に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で当該「係留施設」の周辺関係者等への必要な対応を実施する。「事業者」は、「発注者」に対し、事前及び事後に当該対応の内容及び結果を報告する。疑義を避けるために付言すると、本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合における当該「輸送役務契約」の履行については、本条の規定は適用しない。

- 2 「事業者」は、あらかじめ「発注者」の承諾を受けない限り、前項に定める対応の不調を理由として「年度運航計画書」、「係留施設計画書」その他計画を変更することはできない。なお、この場合において、「発注者」は、「事業者」が更なる調整を行っても当該不調が解消しないことを明らかにした場合に限り、「年度運航計画書」、「係留施設計画書」その他計画の変更を承諾する。
- 3 周辺関係者等への対応の結果、「年度運航計画書」、「係留施設計画書」その他計画の変更等が合理的に必要なと見込まれる場合には、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「年度運航計画書」、「係留施設計画書」その他計画の内容を変更することができる。
- 4 「事業者」は、前 3 項に定める対応の結果、「事業者」が「本事業」を実施するために発生した増加費用を負担する。

- 5 前各項の規定にかかわらず、①「本事業」を行うことそのものに起因して必要となる対応又は②「係留施設」以外の場所においてその周辺関係者等への対応に起因して、「事業者」又は「発注者」に発生した合理的な増加費用及び損害については、「発注者」が負担する（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）。

（環境対策）

第 39 条 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、「法令等」に従い、「本事業」を実施する上で必要となる環境対策（公害対策、自然環境の保全等）を行う。

第 3 章 本事業船舶の調達に関する事項

第 1 節 共通事項

（本事業船舶の調達）

第 40 条 「事業者」は、自ら又は「船舶調達企業」をして、各「本事業船舶」の「船舶調達業務開始日」以降、「本事業船舶」の「船舶調達業務」を実施させ、「本事業船舶」をその「船舶運航開始予定日」の前日までに設計及び当該設計に基づき「改造等」したうえで必要な試験の実施、「第二種船」としての検査の他必要な「許認可等」の取得又は届出をすることで「待機態勢」を確保しなければならない。

- 2 「事業者」が「本事業船舶」を中古船舶の改造により調達することを「提案書類」で提案した場合には、中古船舶の改造により「船舶調達業務」を実施することができる。この場合、「要求水準書」に従う限りにおいて、「事業者」は、「選定企業」をして、「船舶調達業務」を「選定企業」以外の第三者に委託させることができる。

（発注者による確認等）

第 41 条 「発注者」は、必要と認めた場合、「船舶調達業務」に関する確認（「船舶調達業務」に係る「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等の事業所又は「船舶調達業務」が実施される場所への立入りによる確認を含む。）を行うことができる。「事業者」は、「発注者」の確認作業等に適切に協力し、必要な便宜を図るものとし、業務実施場所への「発注者」の立入り、視認等に制約を設けてはならない。

- 2 「事業者」は、前項に基づく「発注者」の確認において、「発注者」から「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等における設計、「改造等」又は試験に係る文書等について開示の要求があった場合には、当該「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等をしてこれを「発注者」に開示させなければならない。

（業務計画管理）

第 42 条 「事業者」は、契約締結後速やかに各「本事業船舶」についての「要求水準確認計画書」を作成し、「発注者」に提出の上、確認を受けなければならない。

- 2 「事業者」は、各「本事業船舶」の調達を「要求水準確認計画書」に従い実施し、「要求水準確認計画書」に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

らない。

- 3 「事業者」は、「要求水準確認計画書」に変更があった場合には、速やかに「発注者」に当該変更後の「要求水準確認計画書」を提出し、確認を受けるものとする。

第2節 本事業船舶の設計に関する事項

(設計の実施及び管理)

第43条 「事業者」は、「船舶調達企業」をして、各「本事業船舶」の「船舶調達業務開始予定日」から、各「本事業船舶」の設計を実施させる。

(基本設計書等の作成及び提出)

第44条 「事業者」は、各「本事業船舶」の調達に関して、「要求水準確認計画書」について、第42条第1項に規定する「発注者」の確認を受けた時点から速やかに、「発注者」との連絡会議により協議を行った上で、基本設計を行う。「事業者」は基本設計が完了した時点で、当該「本事業船舶」に係る「基本設計書」及び要求水準確認報告書を「発注者」に提出し、当該「基本設計書」の設計内容が、「要求水準書」、「提案書類」及び「要求水準確認計画書」に適合することの確認を受けなければならない。

- 2 「発注者」は、前項の「基本設計書」を受領した場合には、「基本設計書」及び要求水準確認報告書の内容が、「要求水準書」、「提案書類」及び「要求水準確認計画書」に適合するか否かを確認し、その結果を、当該「基本設計書」を受領した日を含めて10営業日以内に「事業者」に書面で通知しなければならない。
- 3 「発注者」は、前項の確認の結果、「基本設計書」及び要求水準確認報告書の内容が「要求水準書」、「提案書類」及び「要求水準確認計画書」に適合しないと認める場合には、「事業者」に是正を求めることができる。この場合、「事業者」は、自らの責任及び費用負担において速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。

(設計図書の変更)

第45条 「発注者」は、前条第1項に基づく「基本設計書」の確認以降及び次条第2項に基づく「詳細設計書」の確認以降、各書類について必要があると認めるときは、「事業者」に対し、「船舶運航開始予定日」の変更を伴わず、かつ、「事業者」の提案を逸脱しない限度で、変更内容を通知した上で、「基本設計書」及び「詳細設計書」の変更を求めることができる。「事業者」は、「発注者」から当該通知を受領した後10営業日以内に、「発注者」に対し、「基本設計書」及び「詳細設計書」の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

- 2 前項の規定による「基本設計書」及び「詳細設計書」の変更により「本事業」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
 - 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する(ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。)。また、当該変更により「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「船舶運航開始予定日」を変更できる。

- 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生し、「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、第34条又は第35条に従う。
- 3 「事業者」は、あらかじめ「発注者」の承諾を受けた場合を除き、「基本設計書」及び「詳細設計書」の変更を行うことはできない。

第3節 本事業船舶の改造等に関する事項

(本事業船舶の改造等)

第46条 「事業者」は、「船舶調達企業」をして、第44条第2項に規定する「基本設計書」の確認を得た上で、「要求水準確認計画書」及び「基本設計書」に従い各「本事業船舶」を「改造等」させるものとする。

- 2 「事業者」は、前項に定める「改造等」を開始後速やかに、「要求水準書」に定める次の書類を「発注者」に提出し、その確認を受けるものとする。ただし、第二号に定める「詳細設計書」については、「発注者」があらかじめ指示した主要な工事項目について確認を受けることで足りるものとする。

- 一 工事（施工）計画書
- 二 「詳細設計書」
- 三 工事コスト内訳書

(本事業船舶の改造等の過程における報告及び検査)

第47条 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「改造等」の過程において、工期順守、性能等の確保のため、工事の進捗度、不具合、検討課題等について技術的及び法令要求事項の確認を行ったうえで、確認内容を船舶改造等実施報告書として毎月末から7日以内に「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。

- 2 「事業者」は、「改造等」に関し造船所が作成した「改造等」の関連書類（改造仕様書、改造図面、機器図、工事工程表等）を保持し、適切に管理し、「発注者」が当該書類の開示を求めた場合には、速やかにこれらを提出するものとする。

- 3 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「改造等」の過程において、「定期検査」及び「臨時検査」を受検するものとする。「発注者」は、「事業者」に対して、当該検査への立会いを求めることができるものとする。

(本事業船舶の改造等完了時試験)

第48条 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「改造等」の完了時において、「船舶安全法」に基づき「管海官庁」の検査官が実施する検査を受検するものとする。「事業者」は、当該検査の実施14日前までに検査実施要領書を作成し、「発注者」に提出してその確認を受ける。

- 2 「事業者」は、前項に規定する「管海官庁」の検査官による検査受検後7日以内に、「発注者」に対して検査実施報告書を提出し、「発注者」の完成確認を受けるものとする。
- 3 「発注書」は、完成確認に基づき、必要な改善等が必要と判断した場合、「事業者」に

対して是正措置を要求することができるものとする。

- 4 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「改造等」の完了時において、「本事業船舶」の性能等を試験するため、「発注者」立ち合いの下、海上での試運転試験を実施するものとする。「事業者」は、当該試運転試験の実施 14 日前までに、試運転試験実施要領書を作成し、「発注者」に提出してその確認を受ける。
- 5 「事業者」は、前項に規定する試運転試験の実施後 14 日以内に、試運転試験結果報告書を作成し、「発注者」に提出してその確認を受ける。
- 6 第 2 項又は前項に基づく確認において、「本事業船舶」が「要求水準書」、「要求水準確認計画書」及び「設計図書」に定める規格に合致していない又は関係書類の整備状況等に不十分な点があると「発注者」が判断した場合、「事業者」は、自らの責任において「本事業船舶」の補修等その他合理的に必要となる措置を講じた上、再検査又は再試運転を実施しなければならない。
- 7 「事業者」は、前各項にかかる検査費用、試運転費用、補修代金その他これに準ずる一切の費用を負担し、また、これらの実施に必要な一切の手続を行わなければならない。

（備品搭載、許認可等の取得及び登記の完了）

第 49 条 「事業者」は、前条に定める各種検査等について「発注者」の確認を得た後すみやかに、各「本事業船舶」の乗り出し（造船所から「係留施設」への運航をいう。）に必要な船用品、属具、機器等の予備品、消耗品、潤滑油、糧食、水等を造船所にて「本事業船舶」へ搭載するものとする。

- 2 「事業者」は、前条に定める各種検査等について「発注者」の確認を得た後すみやかに、要求水準確認報告書を「発注者」に提出し、「発注者」からの確認を受けたうえで、「本事業船舶」の船舶検査証書及び「本事業船舶」の運航に必要な「許認可等」を取得し、それらの写しを取得後 7 日以内に「発注者」に提出する。
- 3 「事業者」は、前条に定める各種検査等について「発注者」の確認を得た後すみやかに、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 686 条及び「船舶法」第 5 条に基づき、「本事業船舶」が「待機態勢」となることを確保するために必要な登記その他「許認可等」の申請を行うものとする。
- 4 「事業者」は、前 3 項にかかる手続が完了した後、速やかに船舶調達業務完了届を「発注者」に提出し、「発注者」の確認を受ける。
- 5 「事業者」は、前 4 項にかかる備品代、「許認可等」取得費用その他これに準ずる一切の費用を負担し、また、必要となる一切の手続を行わなければならない。

（本事業船舶に係る業務完了通知書等の交付）

第 50 条 「発注者」は、前条第 4 項の確認が完了したときは、遅滞なく業務完了通知書を「事業者」に対し交付する。また、「発注者」は、当該業務完了通知書の交付後、「事業者」による「船舶維持管理業務」、「船員雇用・養成業務」及び「船舶運航業務」のための態勢が確保されていることを確認できた場合、「事業者」に対し、「運航開始確認書」を交付する。

(船舶調達業務に関する責任分担)

第 51 条 「要求水準確認計画書」等に定めるスケジュールに従って「船舶調達業務」を実施することができないことにより、「本事業」に関して「事業者」又は「発注者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する。また、当該スケジュール逸脱により「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「船舶運航開始予定日」を変更できる。
- 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生し、「船舶運航開始予定日」の遅延が避けられない場合は、第 34 条又は第 35 条に従う。

(運航開始の遅延に伴う措置)

第 52 条 「事業者」の責めに帰すべき事由により、各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」が「船舶運航開始予定日」より遅延した場合には、「事業者」は、当該遅延による増加費用及び損害を負担するとともに、当該「本事業船舶」に係る「運航遅延期間」について、本契約別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」に定める「1号船舶整備費」又は「2号船舶整備費」に対して第 25 条第 2 項に定める遅延利息の率を乗じ、年 365 日の日割計算により得られる遅延利息を違約金として「発注者」に対して支払う。

(本事業船舶の所有)

第 53 条 「事業者」は、「船舶調達業務」が完了した時点から本契約が終了するまでの間、各「本事業船舶」について、担保権等何らの負担もない所有権を保有するものとし、各「本事業船舶」について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合には、前項に定める期間中において、各「本事業船舶」を「事業者」以外の者に所有させ、又は「事業者」の債権者等のために担保権を設定できるものとする。この場合、「発注者」は当該承諾にあたって条件を附することができる。

第 4 章 船舶維持管理業務及び船員雇用・養成業務に関する事項

第 1 節 船舶維持管理業務

(船舶維持管理業務の実施)

第 54 条 「事業者」は、「船舶維持管理企業」をして、「要求水準」並びに「船舶維持管理業務計画書」、「長期整備作業計画書」及び「係留施設計画書」に従って「船舶維持管理業務」を実施させる。

- 2 「事業者」は、「船舶維持管理業務」の実施に当たっては、緊急性を要する「発注者輸送所要」を想定し、「待機態勢」を確保する。ただし、第 56 条第 2 項に基づき事前に「発

注者」の確認を得た「定期検査等」の実施期間中はこの限りではない。

- 3 「事業者」は、本契約締結後速やかに、「要求水準書」及び「提案書類」に従い各「本事業船舶」の「係留施設計画書」を「発注者」に提出し、確認を得る。
- 4 「事業者」が「船舶維持管理業務」を行うにあたって、周辺関係者等へ対応を行う場合については、第38条の規定に従う。

(業務体制の整備)

第55条 「事業者」は、「船舶維持管理業務」の開始前までに、「船舶維持管理業務」の実施に必要となる人員、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等として「要求水準」で定める内容を満たす事項を定めた計画を作成し、「発注者」に提出し、その確認を受けなければならない。

- 2 「事業者」は、各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」までに、各「本事業船舶」の「船舶維持管理業務計画書」及び「長期整備作業計画書」を「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。
- 3 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」の維持管理を「船舶維持管理業務計画書」及び「長期整備作業計画書」に従い実施しなければならない。
- 4 「事業者」は、「定期検査等」の実施毎に、「長期整備作業計画書」の見直しの要否を検討し見直す場合は、「定期検査」完了後の30日以内に「発注者」に当該変更後の各計画を提出し、確認を受けるものとする。
- 5 「発注者」は、第1項、第2項及び前項において、「要求水準書」又は「提案書類」を満たしていないと認められる場合は、「事業者」に対して是正を求めることができる。

(本事業船舶の保守点検・修繕及び定期検査等)

第56条 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」を常時、安全に運航できるよう、「船舶維持管理業務計画書」、「長期整備作業計画書」、「船舶法」、「船舶安全法」その他「要求水準書」に定める「法令等」に基づき、「本事業船舶」の保守点検・修繕等を適切に実施する。

- 2 「事業者」は、「要求水準書」に従い、「船舶運航期間」中、前「事業年度」（「船舶運航開始日」を含む「事業年度」を除く。）の8月末までに、次「事業年度」に実施する「定期検査等」の予定時期を、また、当該「定期検査等」実施の1ヶ月前を目途に検査実施要領書（工事仕様書等を含む。）をそれぞれ「発注者」に提出し、確認を得る。なお、「定期検査等」の実施時期については、各「本事業船舶」のうち少なくとも1隻は「待機態勢」を確保できるよう、「発注者」と事前に協議し、「発注者輸送所要」に支障がないようにするものとする。
- 3 「事業者」は、前項の「発注者」による確認を得た検査実施要領書に基づき「定期検査等」を実施し、実施後14日以内に検査結果報告書を「発注者」に提出し、確認を受ける。
- 4 「事業者」は、「要求水準書」に従い、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」の慣熟運航を行う。
- 5 「事業者」は、「本事業船舶」の日常的なメンテナンス状況を整理した整備作業実施報告、整備・点検報告等の書類を作成し、適切に保管するとともに、「発注者」が当該書類の開示を求めた場合は、速やかに「発注者」に提出する。

(船用品等及び係留施設の手配・確保)

第 57 条 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」の維持・運航に必要な船用品、機器等の予備品、消耗品、潤滑油等を計画的に手配・確保しなければならない。また、「事業者」は、「要求水準書」に従い、当該船舶用品等の管理状況に関する書類を作成し、適切に保管するものとし、「発注者」が当該書類の開示を求めた場合、速やかに「発注者」に提出するものとする。

- 2 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「係留施設計画書」に従い、同計画書に記載されている「係留施設」に「本事業船舶」を停泊させるものとし、停泊中においては、十分な保安警備体制を構築する。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により「係留施設計画書」に記載の「係留施設」の継続利用が困難となった場合、「事業者」は、速やかに「発注者」と協議を行い、「発注者」の事前の承諾を得たうえで「係留施設」並びに「係留施設計画書」を変更する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、「発注者」が「係留施設計画書」に記載の「係留施設」を変更することを要請した場合、「事業者」は、速やかに当該要請に従い「係留施設」並びに「係留施設計画書」を変更する。

(船舶維持管理業務の報告)

第 58 条 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「要求水準」、「船舶維持管理業務計画書」及び「長期整備作業計画書」に従って、整備点検の内容を確認し、確認内容を月次の整備点検実施報告書として翌月の最初の営業日から起算して 5 営業日以内に「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。

- 2 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「要求水準」、「船舶維持管理業務計画書」及び「長期整備作業計画書」に従って、四半期ごとの「本事業船舶」の維持管理体制や管理状況（前項の整備点検実施報告書の概要）等と「要求水準」との適合状況を確認し、その内容を船舶維持管理業務報告書として四半期終了の翌月の最初の営業日から起算して 5 営業日以内に「発注者」に提出し、その確認を受けるものとする。
- 3 前 2 項のほか、「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」に故障や不具合、「要求水準」を満たさない事象、「本事業船舶」の運航に支障が生じる事象等が発生した場合、速やかに「発注者」に通知するとともに、復旧のための方策・期間、「本事業船舶」の運航に及ぼす影響等を「発注者」に報告し、事後の方策について「発注者」と協議する。

(船舶維持管理業務における第三者の使用等に係る措置)

第 59 条 「発注者」は、「船舶維持管理企業」が第 17 条に基づいて使用する「再受任者」又は「下請負人」について、「船舶維持管理業務」の実施につき不相当と認められるものがあるときは、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに「発注者」に通知しなければならない。

(船舶維持管理業務に関する責任分担)

第 60 条 「船舶維持管理業務」に関して「事業者」又は「発注者」に増加費用及び損害が発生した場合（ただし、「本事業船舶」の「全損」の場合を除く。）の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する。
- 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第 34 条第 4 項又は第 35 条第 4 項に従う。

(船舶維持管理業務の終了)

第 61 条 本契約が解除により中途終了した場合を除き、「事業者」の各「本事業船舶」の「船舶維持管理業務」は、当該「本事業船舶」の「船舶運航終了予定日」に終了する。

第 2 節 船員雇用・養成業務

(船員雇用・養成業務の実施)

第 62 条 「事業者」は、「船員雇用・養成企業」をして、「要求水準」及び「雇用計画書」に従って「船員雇用・養成業務」を実施させる。

- 2 「事業者」は、本契約締結後速やかに、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 97 条第 1 項に基づく「本事業船員」の就業規則を策定し、「発注者」に提出する。「事業者」は、「本事業船員」に対して、当該就業規則を遵守させるほか、労務管理全般を適切に行う。
- 3 「事業者」は、「船員雇用・養成業務」の実施に当たっては、「要求水準」を満たす限りにおいて、経済合理性に配慮し「本事業船員」の効率的な配置に努める一方で、緊急性を要する「発注者輸送所要」を想定し、「待機態勢」を確保する。ただし、第 56 条第 2 項に基づき事前に「発注者」の確認を得た「定期検査等」の実施期間中はこの限りではない。
- 4 「事業者」は、「本事業船舶」の「本事業船員」として、「予備自衛官等」の確保を促進するものとする。また、「本事業船舶」の「本事業船員」に関して、「事業者」は、「予備自衛官等」である「本事業船員」については、できる限り「本事業船舶」の運航に従事できるように配置する。さらに、「事業者」は、「本事業船員」について、当該「本事業船員」が属する「本事業船舶」だけでなく、他方の「本事業船舶」の運航にも従事できるよう、操船技術に関する OJT 訓練等の実施に努力するものとする。加えて、「事業者」は、「本事業船員」を雇用するに当たっては、事前に「予備自衛官」又はその希望者であることを確認したうえで雇用するものとする。都合により、「予備自衛官」を希望しないで「本事業船舶」の船員として雇用された者については、「事業者」は、その雇用期間中、その希望を尊重する。
- 5 「発注者」は、「事業者」が、前項第四文及び第五文に定めるところに従い、「本事業船員」の雇用に当たって事前に確認を行うこと、雇用期間中その希望を尊重すること、また、「予備自衛官」を希望しないで「本事業船員」として雇用された者を、その雇用期間

中、防衛省が「予備自衛官」として採用しないことについて確認するものとする。

(雇用計画書及び雇用実績書)

第 63 条 「事業者」は、「要求水準書」及び「提案書類」に従い、本契約締結後速やかに、「本事業船舶」に係る「船舶運航期間」全体についての「雇用計画書」を「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。また、「事業者」は、「要求水準書」及び「提案書類」に従い、「船舶運航期間」中、各「事業年度」（「船舶運航開始日」を含む「事業年度」を除く。）の 2 月末までに、「本事業船舶」に係る次「事業年度」の「雇用計画書」を「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。

2 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」の雇用及び養成を「雇用計画書」に従い実施しなければならない。

3 「事業者」は、各「本事業船舶」の「船舶運航開始予定日」の前日までに、「要求水準書」及び「提案書類」に従い「雇用実績書」を「発注者」に提出し、その確認を得るものとする。また、「事業者」は、「本事業船舶」の「船舶運航開始日」以降、各「本事業船舶」の 1 日単位での勤務状況に関する月次の「雇用実績書」を翌月の最初の営業日から起算して 5 営業日以内に「発注者」に提出し、確認を得る。

4 前項の規定にかかわらず、「本事業船舶」の「本事業船舶」に関して、「事業者」は、その雇用する「予備自衛官等」の人数に変更があった場合には、当該変更時から速やかに「発注者」に対して報告するものとする。

5 「発注者」は、第 1 項及び第 3 項において、「要求水準書」又は「提案書類」を満たしていないと認められる場合は、「事業者」に対して是正を求めることができる。

(本事業船員の養成)

第 64 条 「事業者」は、「要求水準書」及び「提案書類」に従い、「船舶運航期間」にわたり「待機態勢」を維持するため、「本事業船舶」に対して「本事業船舶」の運航にあたって「法令等」上求められる海技資格の取得支援及び OJT による技術取得支援を行う。

2 「事業者」は、「発注者」が「船員雇用・養成業務」として「本事業船舶」の「本事業船員」以外の「自衛官」及び「予備自衛官」に対する教育訓練を要請された場合には、積極的に協力する。当該教育訓練の実施の詳細は、「発注者」及び「事業者」との協議により決定するものとする。

(船員雇用・養成業務の報告)

第 65 条 「事業者」は、「要求水準」及び「雇用計画書」に従って、「船舶運航期間」にわたり、四半期末ごとに当該期間の「本事業船員」に対する訓練内容や資格取得支援の内容、雇用状況（「雇用実績書」の概要）、労務管理の状況等、その他「要求水準」との適合状況を確認できる「船員雇用・養成業務」についての報告書を、四半期終了の翌月の最初の営業日から起算して 5 営業日以内に「発注者」に提出し、「発注者」の確認を受ける。

2 前項のほか、「事業者」は、「要求水準」を満たさない事象、「本事業船舶」の運航に支障が生じる事象等が発生した場合、速やかに「発注者」に通知するとともに、復旧のための方策・期間、「本事業船舶」の運航に及ぼす影響等を「発注者」に報告し、事後の方策について「発注者」と協議する

(船員雇用・養成業務に関する責任分担)

第 66 条 「船員雇用・養成業務」に関して「事業者」又は「発注者」に増加費用及び損害が発生した場合（ただし、「本事業船舶」の「全損」の場合を除く。）の措置は、第 60 条各号の規定を準用する。

(船員雇用・養成業務の終了)

第 67 条 本契約が解除により中途終了した場合を除き、「事業者」の各「本事業船舶」の「船員雇用・養成業務」は、当該「本事業船舶」の「船舶運航終了予定日」に終了する。

第 5 章 船舶運航業務に関する事項

第 1 節 共通事項

(船舶運航業務の実施)

第 68 条 「事業者」は、「船舶運航企業」をして、「要求水準」及び「年度運航計画書」に従って「船舶運航業務」を実施させる。また、本契約に基づき「事業者」と「輸送役務発注者」との間で「輸送役務契約」が締結された場合、当該「輸送役務契約」の履行について、「事業者」及び「輸送役務発注者」は、本章において「輸送役務契約」又は「輸送役務発注者」に言及している規定については当該規定に従うほか、第 11 章の規定に従うものとする。なお、「船舶運航業務」の実施にあたり必要となる経費のうち「運航経費」に該当する部分については、「輸送役務契約」により「輸送役務発注者」から「事業者」に支払うこととし、「サービス対価」には含まない。

2 「事業者」は、「船舶運航業務」の実施に当たっては、緊急性を要する「発注者輸送所要」を想定し、「待機態勢」を確保する。ただし、第 56 条第 2 項に基づき事前に「発注者」の確認を得た各「本事業船舶」の「定期検査等」の実施期間中は、「事業者」は「本事業船舶」の運航を行う義務を負わない。

3 「事業者」は、「船舶運航業務」の実施に当たり、「本事業船舶」を特定の港湾に回航するにあたり「許認可等」が必要になる場合、又は輸送対象となる「部隊等」に燃料等の危険物が含まれ、「管海官庁」の危険物積付検査を取得する必要がある場合のほか、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）及び海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）等の法令に基づき、「発注者輸送所要」を満足するために必要となる「許認可等」の取得または届出が必要となる場合には、自らの責任及び費用でこれを取得又は届出する。ただし、「船舶運航業務（防衛出動等）」の実施に際して必要となる「許認可等」の取得または届出については、可能な限り「発注者」が自らの責任及び費用でこれを取得又は届出するものとし、「事業者」が「許認可等」の取得または届出する必要がある場合についても、その費用は「発注者」がこれを負担する。

(緊急時の措置)

第 69 条 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「本事業船舶」の損傷又は消失、災害、衝突その他「本事業船舶」の運航に支障を来たす事態が生じた場合には、直ちにその状況を「発

注者」及び「輸送役務発注者」に通知しなければならない。

- 2 前項に定める事態が生じた場合、「事業者」は、「発注者」及び「輸送役務発注者」と協議の上、直ちに調査を行い必要な緊急の措置を採るとともに、当該協議及び調査の結果に基づき措置を講じ、その結果を「発注者」及び「輸送役務発注者」に報告しなければならない。
- 3 「事業者」は、第1項に定める事態が生じた場合には、前項に定める措置をとるほか、「発注者」及び「輸送役務発注者」の指示に従って、「船舶運航業務」の変更、その他の必要な措置を講ずる。
- 4 「事業者」は、前項の措置を実施するに当たって必要な費用を負担するものとする。ただし、「事業者」が負担することが明らかに適当でない認められる部分については、「発注者」又は「輸送役務発注者」がそれぞれこれを負担する。

(船舶運航業務における第三者の使用等に係る措置)

第70条 「発注者」は、「船舶運航企業」が第17条に基づいて使用する「再受任者」又は「下請負人」について、「船舶運航業務」の実施につき不相当と認められるものがあるときは、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに「発注者」に通知しなければならない。

(船舶運航業務に関する責任分担)

第71条 「船舶運航業務」に関して「事業者」又は「発注者」に増加費用及び損害が発生した場合(ただし、次項以下に定める場合、第52条に定める運航開始が遅延した場合、「本事業船舶」の「全損」の場合及び第12章に定める場合を除く。)の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」及び「輸送役務発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」又は「輸送役務発注者」はそれぞれ合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第34条第4項又は第35条第4項に従う。
- 2 前項の規定にかかわらず、「船舶運航業務(通常時)」及び「船舶運航業務(緊急時)」において、①「輸送役務発注者」が出発港湾にて輸送する「部隊等」を引き渡す時点まで及び②「輸送役務発注者」が到着港湾にて輸送する「部隊等」の引き渡しを受けた時点以降に、「部隊等」について生じた「船舶運航業務」に関する損害及び増加費用は、「本事業」の範囲外として「輸送役務発注者」がこれを負担する。ただし、当該損害及び増加費用が「事業者」の責めに帰すべき事由によることを「輸送役務発注者」が立証した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、「船舶運航業務(防衛出動等)」における「防衛出動船舶」の運航中に「発注者」に増加費用又は損害が生じた場合であって、当該増加費用又は損害

が「船体等現状報告書」又は「船舶引渡書」に記載のない事項に起因する場合（当該増加費用又は損害が「事業者」の故意又は重過失に起因する場合を除く。）、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担しない。

（船舶運航業務の終了）

第 72 条 本契約が解除により中途終了した場合を除き、「事業者」の各「本事業船舶」の「船舶運航業務」は、「船舶運航終了予定日」に終了する。

第 2 節 船舶運航業務（通常時）

（年度運航計画書）

第 73 条 「発注者」は、「本事業船舶」に係る「船舶運航開始日」を含む「事業年度」については、本契約締結後速やかに、それ以降の「事業年度」については「船舶運航期間」中の前「事業年度」の 2 月末までに、「船舶運航業務（通常時）」の実施に必要な輸送役務についての各「事業年度」にかかる年度輸送役務計画を作成し、「事業者」に通知する。

2 「事業者」は、前項で「発注者」から通知された年度輸送役務計画を受領・確認した時点から速やかに、「船舶運航業務（通常時）」、「民間収益事業」及び「定期検査等」の各実施期間を踏まえ、各「本事業船舶」の「年度運航計画書」の案を策定して「発注者」に提出する。「発注者」は、必要に応じて「事業者」と調整を行った上で、「年度運航計画書」を確定し、「船舶運航開始日」まで又は前「事業年度」末までに事業者にその旨を通知する。

3 「事業者」は、「船舶運航期間」中、各「本事業船舶」の運航を「年度運航計画書」に従い実施しなければならない。ただし、「船舶運航業務（防衛出動等）」及び「船舶運航業務（緊急時）」の場合には、第 77 条乃至第 80 条の規定に従う。

4 「発注者」及び「事業者」は、両者協議のうえで「年度運航計画書」の内容を変更できる。

5 「発注者」は、第 2 項及び第 3 項において、「要求水準書」又は「提案書類」を満たしていないと認められる場合は、「事業者」に対して是正を求めることができる。

（出港までの船舶運航（通常時））

第 74 条 「輸送役務発注者」は、事業者が港湾管理者等と調整した内容を踏まえた上で、前条に基づき確定した「年度運航計画書」に基づき、同計画で予定されている「本事業船舶」の各運航開始の 50 日前を基準に、当該運航に係る「輸送役務契約」の仕様書（案）を「事業者」に対して通知する。

2 「事業者」は、前項により「輸送役務発注者」から通知された「輸送役務契約」の仕様書（案）に基づき、「要求水準書」に従い、運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書を作成し、「輸送役務発注者」に提出する。「輸送役務発注者」及び「事業者」は、必要に応じて運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容について協議する。

3 「輸送役務発注者」は、運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容を確認したうえで、「輸送役務契約」の仕様書を確定し、「事業者」に通知する。

4 「輸送役務発注者」及び「事業者」は、各運航開始の 30 日前を基準に、前項で確定し

た「輸送役務契約」の仕様書に記載の「運航経費」その他の条件が不合理でない限り、当該仕様書の内容に基づき、「輸送役務契約」を締結する。

- 5 「事業者」は、港湾管理者等との調整を踏まえて「輸送役務契約」に基づき運航計画及び荷役要領を確定させた後、「輸送役務発注者」に通知し、その確認を得る。
- 6 「輸送役務発注者」は、運航開始 10 日前を基準に、「事業者」に対して輸送する「部隊等」の内訳、車種及び諸元の通知を行う。「事業者」は、当該通知を受領・確認したうえで、必要に応じて「輸送役務発注者」と調整を行う。
- 7 「事業者」は、「要求水準書」、「提案書類」及び「輸送役務契約」に従い、「係留施設」又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港から各運航の出発港湾まで「本事業船舶」を運航し、出発港湾において必要な準備を行う。「輸送役務発注者」は、出発港湾において、「本事業船舶」へ「部隊等」の積上げを行うものとし、「事業者」はこれに協力する。
- 8 「事業者」は、前項の準備及び積上げが完了した後、出発港湾より「本事業船舶」を出港させる。

(出港後、到着までの船舶運航(通常時))

第 75 条 「事業者」は、「輸送役務契約」が締結された場合、「要求水準書」及び「提案書類」並びに「輸送役務契約」に基づき、「輸送役務契約」で指定された「発注者輸送所要」、「運航経費」、履行期間、出発港湾及び到着港湾(添付される仕様書の内容を含む。)に従い、善良な管理者の注意をもって「本事業船舶」を運航し、輸送役務を履行する。その他「輸送役務契約」の履行については、第 11 章の規定に従う。

(到着後の船舶運航(通常時))

第 76 条 「事業者」は、「要求水準書」、「提案書類」及び「輸送役務契約」に従い、「本事業船舶」の到着港湾への到着後速やかに、解縛作業を行うとともに、船内の「部隊等」を誘導し、「輸送役務発注者」はかかる誘導を受けて積み下ろしを行う。「事業者」は、当該解縛及び誘導時において、船内及び到着港湾内における事故等を防止するための処置を行う。

- 2 各運航の確認、報告、「運航経費」の請求及び支払その他の事項については、第 11 章及び「輸送役務契約」の定めに従う。

第 3 節 船舶運航業務(防衛出動等)

(回航指示までの船舶運航(防衛出動等))

第 77 条 「発注者」は、「自衛隊法」第 76 条第 1 項の規定による防衛出動命令が発せられた場合若しくは事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合、又は同法第 77 条の 4 の規定により国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施するため自衛隊の部隊等を派遣する場合における自衛隊の行動のための輸送を行う必要が生じた場合には、すみやかに当該輸送が「運航判断要件」を充足するかについて、「事業者」と協議を行うものとする。

- 2 前項の協議の結果、「運航判断要件」を充足すると合理的に判断された場合、本条の規

定は適用せず、第 80 条第 2 項以下の規定に従う。

- 3 第 1 項の協議の結果、「運航判断要件」を充足しないと合理的に判断された場合であつて、「発注者」が「本事業船舶」のうち 1 隻又は 2 隻を自ら運航することが必要と認めた場合、「発注者」は、自ら「防衛出動等」を実施するため、「事業者」に対して「防衛出動等運航準備通知」を发出し、当該「本事業船舶」の裸備船を求める（以下、当該通知の対象となった「本事業船舶」を「防衛出動船舶」という。）。
- 4 前項の場合、「事業者」は、「発注者」からの「防衛出動等運航準備通知」发出後速やかに「要求水準書」及び「提案書類」に従い、「防衛出動船舶」を、同船舶を「発注者」へ引き渡す港湾として「発注者」が指定する「裸備船引渡港湾」での引渡しに必要な「船舶引渡計画書等」を作成し、「発注者」に提出し、その承認を得る。
- 5 第 3 項の場合において、「防衛出動等運航準備通知」发出時に「事業者」が「防衛出動船舶」を用いて「民間収益事業」を実施している場合、「事業者」は、同通知发出後速やかに、必要に応じて旅客下船措置、荷卸措置を講じる。
- 6 「事業者」は、第 4 項（及び必要な場合は前項）の手續を完了したうえで、「裸備船引渡港湾」への「防衛出動船舶」の回航を指示する。

（出動前の船舶の引渡（防衛出動等））

第 78 条 前条第 3 項の場合であつて、「防衛出動船舶」が「裸備船引渡港湾」に到着した後、「事業者」は、「船舶引渡計画書等」に基づき、「裸備船引渡港湾」における燃料残油量等の船体状況その他引渡遅延の有無等の状況に係る書類（以下「船体等現状報告書」という。）を「発注者」に提出し、「発注者」は、「事業者」の提出した「船体等現状報告書」に基づき現状確認を実施し、船体状況その他引渡遅延の有無等の状況についての確認書（以下「現状等確認書」という。）を「事業者」に交付する。「事業者」は、「発注者」から「現状等確認書」を受領した後、船舶引渡を証明する書類（以下「船舶引渡書」という。）を「発注者」に提出し、その承認を受けた上で、「防衛出動船舶」を「発注者」に現状有姿により引き渡す。

- 2 「事業者」は、前条第 1 項の協議とともに、「裸備船引渡港湾」における荷役作業等の可否についても「発注者」と協議し、当該協議の結果、前項の「裸備船引渡港湾」における「防衛出動船舶」の引き渡しにおいて港湾管理者との調整や荷役作業、貨物等の積み上げ等を「事業者」が実施することが可能と合理的に判断される場合、「発注者」は当該作業の実施を「事業者」に要請し、「事業者」は自らの責任及び費用においてこれを実施する。
- 3 「事業者」は、「発注者」に対して「防衛出動船舶」の引渡しを行った後、「船舶安全法施行規則」第 41 条第 1 項第 2 号に基づき、船種登録運輸局に対して速やかに「防衛出動船舶」の船舶検査証書の返納を行う。
- 4 「発注者」は、前各項の手續を完了したうえで、「自衛隊法」第 70 条第 1 項の規定に基づき招集される「予備自衛官」を含む「自衛官」により「本事業」の範囲外で「防衛出動船舶」を自ら運航する。

（出動後の船舶の引渡し（防衛出動等））

第 79 条 「発注者」は、第 77 条第 1 項に定める状態が解消された場合、遅滞なく「事業

- 者」の指定する造船所に「防衛出動船舶」を回航指示する。
- 2 「事業者」は、前項で定める造船所に「防衛出動船舶」が到着してから速やかに、「防衛出動船舶」の損傷等を確認し、損傷等確認書を作成するものとし、「発注者」はこれに立ち会う。
 - 3 前項の確認の結果、「事業者」が「防衛出動船舶」の修繕工事等が必要と合理的に判断した場合、「事業者」は、当該修繕工事等実施前に修繕見積書を作成し、「発注者」の承認を得る。その上で、「事業者」は、当該見積書に基づき、「発注者」との間で修繕工事等に伴う契約上の措置を行い、当該措置に基づいて修繕工事等を実施する。
 - 4 第2項の確認の結果「事業者」が「防衛出動船舶」の修繕工事等が不要と判断した場合（不合理に必要と判断した場合を含む。）又は前項に基づき修繕工事を完了した場合、「管海官庁」に対して「定期検査」の申請及び受検を実施し、「防衛出動船舶」の船舶検査証書を受領する。

第4節 船舶運航業務（緊急時）

（船舶運航（緊急時））

第80条 「発注者」は、第77条第1項に定める場合以外の場合であって「発注者輸送所要」のうち「年度運航計画書」に予め記載がなくかつ特に「本事業船舶」を使用する緊急性があると判断する場合には、当該輸送が「運航判断要件」を充足するかについて、「事業者」と協議を行うものとする。

- 2 ①第77条第1項に定める場合であって同条第2項の判断がなされた場合、又は②前項の協議の結果、「運航判断要件」を充足すると合理的に判断された場合、「発注者」は、「事業者」に対して「緊急輸送通知」を発出する（以下、当該通知の対象となった「本事業船舶」を本条において「緊急輸送船舶」という。）。
- 3 「輸送役務発注者」は、港湾管理者等との調整の上で、前項の「緊急輸送通知」が「発注者」から発出された後速やかに「輸送役務契約書」の仕様書（案）を「事業者」に対して通知する。
- 4 「事業者」は、第2項の「緊急輸送通知」が「発注者」から発出された後12時間を基準に運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書を作成する。「輸送役務発注者」及び「事業者」は、必要に応じて運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容について協議する。
- 5 「輸送役務発注者」は、運航計画、荷役要領及び見積書の内容を確認したうえで、「輸送役務契約」の仕様書を確定し、「事業者」に通知する。
- 6 「輸送役務発注者」及び「事業者」は、前項で確定した「輸送役務契約」の仕様書に記載の「運航経費」その他の条件が不合理でない限り、当該仕様書の内容に基づき、「緊急輸送通知」の発出後24時間以内を基準に、「輸送役務契約」を締結する。
- 7 「事業者」は、港湾管理者等との調整を踏まえて「輸送役務契約」に基づき運航計画及び荷役要領を確定させた後、「輸送役務発注者」に通知し、その承認を得る。
- 8 「輸送役務発注者」は、「緊急輸送通知」発出から48時間以内を基準に、「事業者」に対して「緊急輸送船舶」の輸送対象となる「部隊等」の内訳（乗船者、車種、機材等）の諸元を通知する。

- 9 「事業者」は、前各項に定める各準備を完了したうえで、「緊急輸送通知」発出から72時間以内を基準に、「要求水準書」、「提案書類」及び「輸送役務契約」に従い、「緊急輸送船舶」を「係留施設」又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港から出港させ、「輸送役務契約」の仕様書で示された指定港湾まで運航し、必要な準備を行う。「輸送役務発注者」は、当該指定港湾において、「部隊等」の積上げを行うものとし、「事業者」はこれに協力する。
- 10 「事業者」は、前項の準備及び積上げが完了した後、「緊急輸送船舶」を指定港湾より出港させる。「事業者」は、前各項に定める手続に要する時間を考慮し、第2項の「緊急輸送通知」が「発注者」から発出された後72時間以内に「本事業船舶」を「係留施設」又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港から出港できるように手続を行うものとする。ただし、「管海官庁」における手続が通常時に比べて明らかに時間を要することが認められる場合はこの限りではない。
- 11 前項の出港後の「緊急輸送船舶」の運航については、「要求水準書」、「提案書類」及び「輸送役務契約」に従うほか、第75条及び第76条の規定に従う。

第5節 輸送役務発注者の実施する業務

（輸送役務発注者の実施する業務）

第81条 「輸送役務発注者」は、「船舶運航期間」中、「要求水準書」及び「輸送役務契約」に基づき、以下の各号に掲げる業務を行う。

- 一 「本事業船舶」に積上げする「部隊等」及びその他輸送物の陸上輸送
 - 二 第74条第7項及び第80条第9項に規定する「本事業船舶」への積上げ、並びに第76条第1項に定める「本事業船舶」からの積み下ろし
- 2 前項に掲げる業務以外の「本事業船舶」の運航に必要な業務は、本契約に別途定めのない限り、「事業者」がこれを実施する。

第6章 全般管理業務に関する事項

（全般管理業務における第三者の使用等に係る措置）

第82条 「発注者」は、「全般管理企業」が第17条に基づいて使用する「再受任者」又は「下請負人」について、「全般管理業務」の実施につき不相当と認められるものがあるときは、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに「発注者」に通知しなければならない。

（全般管理業務に関する責任分担）

第83条 「全般管理業務」に関して「事業者」又は「発注者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発

注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）。

二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。

三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第34条第4項又は第35条第4項に従う。

第7章 民間収益事業

（民間収益事業）

第84条 「事業者」は、「船舶運航期間」中、「要求水準書」、「提案書類」及び本契約別紙11「民間収益事業の実施要領書」に基づき、「船舶運航業務」における「事業者」の義務履行に支障を及ぼさない範囲において、「本事業船舶」により、「民間収益事業」を実施する。

2 「事業者」は、自らの責任及び費用において「民間収益事業」を実施するものとし、「民間収益事業」に起因して「事業者」若しくは「発注者」又は第三者に生じた一切の損害又は増加費用をすべて負担するものとする。また、「民間収益事業」の実施により得られる収入については、「民間収益事業」の利用対価を除き、全て「事業者」に帰属するものとする。

第8章 サービス対価の支払に関する事項

（サービス対価の支払）

第85条 「発注者」は、本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」に従い、各「本事業船舶」について、「支払対象期間」ごとに「事業者」から「発注者」に対する適法な請求書を受理した日から30日以内に「サービス対価」を「事業者」に支払う。なお、支払の期限日が閉庁日の場合はその前日までに支払う。

2 「発注者」は、本契約の定めるところにより「事業者」に発生した合理的な増加費用及び損害について「発注者」が負担するものとされているときは、その合理的な増加費用及び損害を負担する。この場合、「発注者」は、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

3 「発注者」は、本契約の定めるところにより「サービス対価」を減額する場合には、本契約履行に係る費用のうち減少費用を「サービス対価」から減額する。ただし、本項の減額の場合において、「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額について、「発注者」と「事業者」が協議を行い、「発注者」はこれを負担する。

4 「発注者」は、「本事業船舶」に係る「船舶運航開始予定日」以降、「事業者」の責めに帰すべき事由により当該「本事業船舶」に係る「船舶運航業務」が開始されない場合には、当該「本事業船舶」に係る「運航遅延期間」に相当する、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」を支払わない。

- 5 「発注者」は、「本事業船舶」に係る「船舶運航開始予定日」以降、「発注者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が当該「本事業船舶」に係る「船舶運航業務」を開始できない場合には、当該「本事業船舶」に係る「運航遅延期間」に相当する、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」を支払わない。ただし、本項の場合において当該「船舶運航業務」の開始遅延に関して「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額については「発注者」が負担し、「発注者」は「事業者」との協議により当該金額とその支払方法について定める。
- 6 「発注者」は、「本事業船舶」に係る「船舶運航開始予定日」以降、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、当該「本事業船舶」に係る「船舶運航業務」が履行不能な場合には、当該「本事業船舶」に係る「運航遅延期間」に相当する、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」を支払わない。ただし、本項の場合において当該「船舶運航業務」の開始遅延に関して「事業者」が負担を免れない合理的な増加費用及び損害の負担については、第 34 条第 4 項又は第 35 条第 4 項がそれぞれ適用される。
- 7 「発注者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由により「業務不履行」があった場合は、本契約別紙 3「業績等の監視及び改善要求措置要領」に従い、同別紙に記載の減額対象となる「サービス対価」の減額の請求を行うことができる。
- 8 「発注者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由により「業務不履行」があった場合において、前項に基づく減額とは別に、当該「業務不履行」に伴い本契約に基づき「発注者」に発生した損害の賠償を「事業者」に請求することができる。

(サービス対価の改定)

第 86 条 物価変動に応じた「サービス対価」の改定は、本契約別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」の定めるところによる。

第 9 章 船舶運航期間中の全損

(本事業船舶の全損の回避)

第 87 条 「船舶運航期間」中に「本事業船舶」に「全損」が生じた場合又は生じるおそれがあることが判明した場合、「事業者」は、直ちにこれを「発注者」に通知するとともに、「発注者」と協議の上、あらゆる手段をつくして当該「本事業船舶」の復旧又は性能維持に努めなければならない。

(全損の原因調査)

第 88 条 「本事業船舶」に「全損」が生じた場合、「事業者」は、当該「本事業船舶」の「全損」の原因を調査し、当該「本事業船舶」の「全損」が自らの故意又は重過失により生じたものでない場合には、そのことを証明しなければならない。

- 2 前項の証明は、「事業者」が、「発注者」及び「事業者」の双方と利害関係を有しない者であって、「発注者」が認める第三者による証明を受けることにより行うものとする。ただし、「本事業船舶」の「全損」が、第 29 条に従い当該「本事業船舶」に付保された

保険における保険事故の対象となることを、「発注者」が確認できた場合には、「事業者」による当該「本事業船舶」の「全損」について「事業者」に故意又は重過失がないことの証明があったものとみなす（以下、「本事業船舶」の「全損」に関する「事業者」の故意又は重過失の存否について同じ。）。

（本事業船舶の全損時の措置）

第 89 条 「船舶運航期間」中に「本事業船舶」が「全損」となった場合、「発注者」は、「事業者」に対して本契約の一部を解除する旨を通知することにより本契約のうち該当する「本事業船舶」に関する部分を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、当該「本事業船舶」以外の「本事業船舶」に関する部分について本契約が継続するために必要な本契約の変更を行う。

2 「発注者」は、前項の規定により本契約のうち「船舶運航開始日」以降に「全損」となった「本事業船舶」に関する部分を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 「発注者」は、第 29 条に従い当該「本事業船舶」に付保された保険の支払金額確定後すみやかに、解除に係る「本事業船舶」の「本事業船舶調達費の解除時残額」を計算し、「事業者」に対して支払う。ただし、当該「本事業船舶」の「全損」が「事業者」の故意若しくは重過失により生じたものである場合は、「発注者」は「事業者」に対する支払いをしない。

二 前号の支払の有無にかかわらず、「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、当該確認がなされてから最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

三 「発注者」は、第一号に基づく金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は当該「本事業船舶」の「全損」が「事業者」の責めに帰すべき事由以外のものであると認められる場合に限り「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

① 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

② 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、第一号に定める保険の支払金額確定が当該期間後となる場合には、①の方法により支払うものとする。

3 「事業者」は、前項の場合であって、当該「本事業船舶」の「全損」が「事業者」の責めに帰すべき事由により生じたものである場合には、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の残存期間の支払総額の 10 分の 1 に相当する金額の合計額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。

4 「発注者」は、前項の場合において、前項に定める違約金の額を超過する損害を被ったときは、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

5 第 2 項の場合であって、当該「本事業船舶」の「全損」が「発注者」の責めに帰すべき事由によるときは、「発注者」は、本条に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発

生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される部分を除く。）を負担し、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

- 6 第2項の場合であって、当該「本事業船舶」の「全損」が「不可抗力」によるときは、第1項に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される予定の部分を除く。）の負担に関しては、第35条第4項が適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

第10章 本契約の解除及び終了に関する事項

第1節 解除権等

（発注者の解除権—全部解除）

第90条 「発注者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約の全部を解除することができる。ただし、第89条第1項、第94条第二号若しくは第三号又は第111条に定める事由に基づく場合には、同項、同各号又は同条に従った解除しか行うことはできない。

- 一 「事業者」に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、「事業者」の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 「事業者」が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- 三 「事業者」が「本事業」の全部又は一部の遂行を放棄したとき。
- 四 「事業者」が手形交換所の取引停止処分、差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- 五 「事業者」が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある「法令等」の違反をしたとき。
- 六 「事業者」の責めに帰すべき事由により、本契約上の「事業者」の義務の履行が不能となったとき。
- 七 「代表企業」、「構成員」のいずれかが「基本協定書」第7条第4項各号に該当したとき。
- 八 「基本協定書」第5条第3項の規定に基づき「本事業」の落札者が「発注者」に対して差し入れた、「基本協定書」別紙3の様式による「出資者誓約書」に規定されたいずれかの「出資者」が表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき、又はいずれかの「出資者」が当該「出資者」の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。
- 九 「事業者」が、正当な理由がなく、本契約に定める「事業者」の義務を履行せず、「発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき（第十二号に該当する場合を除く。）。

十 本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合において、「事業者」が「輸送役務契約」に定める「事業者」の重大な義務を履行せず、「輸送役務発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

十一 「事業者」が、第 92 条によらないで本契約の解除を申し出たとき。

十二 「事業者」が、「本事業」の実施において「要求水準」を達成できず、かつ、改善措置を講じても「要求水準」を達成することができないとき。

十三 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が本契約上の「事業者」の重大な義務を履行しないとき。

(発注者の任意による解除)

第 91 条 「発注者」は、「本事業」の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他「発注者」が必要と認める場合には、180 日以上前に「事業者」に対してその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は該当する「本事業船舶」に関する部分を解除することができる。

(事業者の解除権)

第 92 条 「事業者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「発注者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

一 「発注者」が本契約に従って支払うべき「サービス対価」を、支払期限到来後 60 日を過ぎても支払わないとき。

二 「発注者」が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。

(法令等の変更等又は不可抗力による解除)

第 93 条 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、「事業者」との協議の上、本契約の全部を解除することができる。ただし、第 89 条第 1 項又は第 94 条第二号に定める事由に基づく場合には、同項又は同号に従った解除しか行うことはできない。

一 「事業者」による「本事業」の継続が不能又は著しく困難なとき。

二 「事業者」が「本事業」を継続するために、「発注者」が過分の費用を負担するとき。

(一部解除)

第 94 条 「発注者」は、理由の如何を問わず、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約のうち、該当する「本事業船舶」に関する部分を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、当該「本事業船舶」以外の「本事業船舶」に関する部分について本契約が継続するために必要な本契約の変更を行う。

一 本契約別紙 3「業績等の監視及び改善要求措置要領」の第 1 3. (4)に定めるとき。

二 「船舶運航開始日」が「船舶運航開始予定日」から 180 日以上遅延したとき。

三 本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合において、「事業者」が「輸送役

務契約」に定める「事業者」の重大な義務を履行せず、「輸送役務発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

第2節 船舶運航開始日未到来の本事業船舶に係る契約解除の効力

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第95条 第90条又は前条第一号乃至第三号（第二号については同号の遅延が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に限る。以下本条において同じ。）のいずれかにより本契約の全部又は一部が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来していない場合、「事業者」は、当該「本事業船舶」に係る各「改造等費用金額」の10分の1に相当する金額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。

2 第90条又は前条第一号乃至第三号のいずれかにより本契約の全部又は一部が解除された場合であって、当該解除に起因して「発注者」が損害を被った場合には、当該損害（前項に基づく違約金が発生している場合には当該違約金を超過した部分）を「事業者」に請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第90条第六号及び第九号乃至第十三号のいずれかにより本契約の全部が解除された場合であって、「船舶調達業務開始日」が到来しているが「船舶運航開始日」が到来していない場合、当該「本事業船舶」に係る本契約上の義務の履行に関して、不履行が生じていない又は不履行が生じていてもその不履行が「事業者」の帰責事由によるものではないことが明らかである場合には、「発注者」は、当該「本事業船舶」について、次条第1項の規定に従うものとする。

(発注者の帰責事由による契約解除の効力)

第96条 第91条又は第92条により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、当該解除時点において解除の対象となった「本事業船舶」について「船舶運航開始日」が到来していない場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」は、解除に係る当該「本事業船舶」の「解除時出来高金額」及び「解除時現状復旧費用」の合計額に相当する金額を支払う。ただし、「解除時現状復旧費用」については、「事業者」が「本事業船舶」の現状復旧を行った場合のみ支払うものとする。

二 「発注者」は、前号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、「解除時現状復旧費用」については、「事業者」が「本事業船舶」の現状復旧を行った上で「発注者」に対して報告し、「発注者」がこれを適切と認めたことを条件として支払うものとする。

2 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される部分を除く。）を負担し、「事業者」との協議により当該費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）

第97条 第93条又は第94条第二号（同号の遅延が「不可抗力」による場合に限る。）により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来していない場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、解除に係る当該「本事業船舶」の「解除時出来高金額」及び「解除時現状復旧費用」の合計額に相当する金額を支払う。ただし、「解除時現状復旧費用」については、「事業者」が「本事業船舶」の現状復旧を行った場合のみ支払うものとする。
- 二 「発注者」は、前号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、「解除時現状復旧費用」については、「事業者」が「本事業船舶」の現状復旧を行った上で「発注者」に対して報告し、「発注者」がこれを適切と認めたことを条件として支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される部分を除く。）の負担に関しては、第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

第3節 船舶運航開始日到来後の本事業船舶に係る契約解除の効力

（事業者の帰責事由による契約解除の効力）

第98条 第90条又は第94条第一号乃至第三号（第二号については同号の遅延が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に限る。）により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。ただし、「本事業船舶」が「全損」した場合には、第89条の規定に従う。

- 一 「事業者」は、当該「本事業船舶」にかかる契約を解除後すみやかに、当該「本事業船舶」を処分する。この場合、当該処分により「事業者」が得た収益額（以下「本事業船舶の解除時処分回収額」という。）が「本事業船舶調達費の解除時残額」を下回る場合、「発注者」は、当該不足額を「事業者」に対して支払う。ただし、本契約の解除が「事業者」の故意又は重過失による場合には、「発注者」は支払いを行わない。なお、「本事業船舶」の処分方法、「本事業船舶の解除時処分回収額」の計算方法及び「本事業船舶の解除時処分回収額」が「本事業船舶調達費の解除時残額」を上回る場合の対応

については、「発注者」と「事業者」で協議の上定める。

二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した金融費用を負担しない。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、第一号に定める措置による支払金額確定が当該期間後となる場合には、アの方法により支払うものとする。

2 「事業者」は、前項の場合において、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の残存期間の支払総額に相当する金額の10分の1に相当する金額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。

3 「発注者」は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、第90条第六号及び第九号乃至第十三号のいずれかにより本契約の全部が解除された場合であって、本契約又は「輸送役務契約」上の義務の履行に関して、不履行が生じていない又は不履行が生じていてもその不履行が「事業者」の帰責事由によるものではないことが明らかである場合には、「発注者」は、当該「本事業船舶」について、次条第1項の規定に従うものとする。

(発注者の帰責事由による契約解除の効力)

第99条 第91条又は第92条により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」及び「事業者」は、当該「本事業船舶」の処分及び支払について、前条第1項第1号に定める内容と同じ措置を取ることとする。

二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、第一号に定める

措置による支払金額確定が当該期間後となる場合には、アの方法により支払うものとする。

- 2 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される部分を除く。）を負担し、「事業者」との協議により当該費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）

第 100 条 第 93 条又は第 94 条第二号（同号の遅延が「不可抗力」による場合に限る。）により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」及び「事業者」は、当該「本事業船舶」の処分及び支払について、第 98 条第 1 項第 1 号に定める内容と同じ措置を取ることとする。
 - 二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
 - 三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶調達費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。ただし、第一号に定める保険の支払金額確定が当該期間後となる場合には、アの方法により支払うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害（「事業者」が受領した又はする予定の保険金額によって補填される部分を除く。）の負担に関しては、第 34 条第 4 項又は第 35 条第 4 項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

第 4 節 本契約の終了

（契約終了時の本事業船舶の取扱い）

第 101 条 本契約が終了する場合又は契約期間が終了するとき、「本事業船舶」のスクラップ処分の実施、防衛省又は第三者（一連の売買にかかる最終的な取得者を含む。この号において以下同じ。）への「本事業船舶」の譲渡等について「事業者」と協議を行う。「本事業船舶」のスクラップ処分等に当たっては実施場所等の条件を「発注者」が指定する場合があり、「事業者」が、スクラップ処分を実施した場合はスクラップ処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を、国に納付するものとする。「本事業船舶」を契約期間終了後に第三者に譲渡する場合、譲渡先、譲渡の価格及び譲渡対価（譲渡に係る経費及び手数料を差し引い

た収益)の納付については「発注者」と協議を実施し、承諾を得るものとする。

(関係書類の引渡し等)

第 102 条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、「設計図書」その他「本事業」に関し「事業者」が作成した一切の書類のうち、「発注者」が合理的に要求するものを、「発注者」に対して引き渡すものとする。

第 11 章 輸送役務契約締結時の処理

(輸送役務契約との関係)

第 103 条 本契約に基づき「事業者」と「輸送役務発注者」との間で「輸送役務契約」を締結した場合には、「事業者」及び「輸送役務発注者」は、「輸送役務契約」の履行に関して、本契約において「輸送役務契約」又は「輸送役務発注者」に言及している規定については当該規定に従うほか、本章の規定に従うものとする。

2 本契約の全部又は一部が解除又は終了した場合であっても、本契約終了時に有効に存続する「輸送役務契約」については、当該「輸送役務契約」の存続期間中、本契約の関連する規定を適用する。

(輸送役務履行の指示、監督)

第 104 条 「輸送役務発注者」は、監督官を任命し、監督官をして「事業者」による「輸送役務契約」の履行の監督を行わせるものとする。

2 「事業者」は、「輸送役務契約」について、「輸送役務発注者」及び監督官の指示・監督に従い誠実に履行するものとする。ただし、「輸送役務発注者」及び監督官の指示、監督によって「事業者」は、その輸送人としての責任を免れるものではない。

(事故報告)

第 105 条 「事業者」は「輸送役務契約」に基づく貨物の滅失、損傷及び延着(第 107 条第 1 項又は第 2 項に基づき、あらかじめ「輸送役務発注者」の承認を受けた場合は除く。)等により「輸送役務発注者」に損害を与えたときは、速やかにその旨を「輸送役務発注者」に報告するとともに事故てん末書を提出しなければならない。

(調査)

第 106 条 「輸送役務発注者」は、「輸送役務契約」に基づく遅滞金その他損害賠償の算定及び債権保全、その他特に必要があるときは、「事業者」から「運航経費」の原価を明らかにした書類、その業務等に関する資料及び報告を徴収し、又は事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査することができる。

2 「事業者」は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(輸送役務の延期、変更等)

第 107 条 「事業者」は、「事業者」の責めに帰すべき理由により「輸送役務契約」に規

定された履行期限までに輸送役務を完了することができないとき又はその恐れがある場合、「輸送役務発注者」に対して速やかにその理由を付して履行期限の延期を届け出るものとする。「輸送役務発注者」は、かかる申し出があった場合で、差し支えないと認める期限までに輸送役務を完了する見込みがあると認めたときは、「事業者」から履行期限の翌日から役務完了の日までの日数に応じ、1日につき「運航経費」の1000分の1に相当する金額を遅滞料として徴収して、履行期限を延期することができる。

2 「事業者」は、「不可抗力」により、「輸送役務契約」に規定された期限までに輸送役務を完了できないときは、「輸送役務発注者」に対して速やかにその理由を付して期限の延期を求めることができる。この場合、「輸送役務発注者」は「事業者」の請求を正当と認めたときは、無償で履行期限を延期することができる。ただし、その延期日数は「輸送役務発注者」及び「事業者」が協議して定めるものとする。

3 前2項のほか、「事業者」若しくは「輸送役務発注者」の責めに帰すべき事由又は「不可抗力」、「法令等の変更等」その他著しい事情の変更により「輸送役務契約」に定める条件を変更する必要があるときは、「輸送役務発注者」及び「事業者」が協議の上、「輸送役務契約」に定める条件を変更することができるものとする。

(臨機の処置)

第108条 「事業者」は、「不可抗力」によって、「輸送役務発注者」の「部隊等」の輸送が困難になったとき、当初の輸送方法によることができなくなったとき及びその恐れがあるときは、速やかに「輸送役務発注者」に指示を求めるものとする。

2 前項において、「事業者」は、「輸送役務発注者」の指示を待つことができない緊急の必要性があるときは、輸送経路又は輸送方法等を変更することができる。この場合、「事業者」は、「輸送役務発注者」に対して変更事項を、書面により届け出るものとする。

(船舶運航業務に関する責任分担)

第109条 「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又は「輸送役務発注者」に増加費用及び損害（「本事業船舶」又は「部隊等」への損害を含むがこれに限られない。）が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする（ただし、第112条の場合を除く。）。

一 「輸送役務発注者」の責めに帰すべき事由により「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又は「輸送役務発注者」に増加費用及び損害が発生したことを「事業者」が立証した場合には、「輸送役務発注者」が、当該事由により「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又は「輸送役務発注者」に発生する合理的な増加費用及び損害を負担し（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

二 「不可抗力」、「法令等の変更等」その他著しい事情の変更により「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又は「輸送役務発注者」に増加費用及び損害が発生したことを「事業者」が立証した場合は、「輸送役務発注者」が、当該事由により「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又は「輸送役務発注者」に発生する合理的な増加費用及び損害を負担し（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

三 前二号に定める以外の場合であって、「輸送役務契約」の履行に関して「事業者」又

は「輸送役務発注者」に増加費用及び損害が発生した場合、「事業者」が、当該増加費用及び損害を負担するものとする。

- 2 前項第三号の規定にもかかわらず、「部隊等」について荷姿及び外装等に異常がなく、内容品に直ちに発見することができない毀損若しくは一部滅失により生じる増加費用又は損害については、「輸送役務発注者」が次条第4項の検査合格通知の日から2週間以内に「事業者」に対してその旨を通知しない限り、「事業者」は、その責を負わないものとする。ただし、「事業者」に当該毀損若しくは一部滅失につき故意又は重大な過失があった場合はこの限りでない。

(輸送役務完了届、輸送役務検査及び代金支払)

第110条 「輸送役務発注者」は、「本事業船舶」が到着港湾に到着した後速やかに、「事業者」の誘導に従い、自ら下船、車両操縦して「部隊等」を船外の待機地域に移動させる。

- 2 「輸送役務発注者」及び「事業者」は、到着港湾の待機地域において、乗船時の検数確認調書及び損傷有無等確認書との突合を行い、人員・車両等検数・損傷有無等を確認し、確認後、「輸送役務発注者」がかかる確認の完了を確認する。
- 3 「事業者」は、前項の確認後、各運航後10日以内に、輸送役務完了届出及び運航業務報告書(運航期間全般における業務実績の概要を示した報告書)を「輸送役務発注者」又は「輸送役務発注者」の任命する検査官に提出しなければならない。
- 4 「輸送役務発注者」は、前項の輸送役務完了届を受領した場合には速やかに、自ら又は検査官をして、輸送役務の完了についての検査を行うものとし、検査の結果、適切と認められた場合には検査に合格した旨を「事業者」に通知する。
- 5 「事業者」又は「事業者」の代理人は、前項の検査に立ち会わなければならない。ただし、「事業者」又は「事業者」の代理人が立ち会わない場合には、「輸送役務発注者」は、立会いのないまま検査を行うことができる。この場合、「事業者」又は「事業者」の代理人は検査の結果について、立会いが無いことのみを理由として異議を申し立てることができない。
- 6 「事業者」は第4項による検査合格の通知を受けた後、適法な支払請求書を「輸送役務発注者」に提出することにより「運航経費」を請求するものとする。「輸送役務発注者」は、当該支払請求書を受領した日から30日以内に、「事業者」に対しその「運航経費」を支払うものとする。その他「運航経費」の支払については、本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」の定めに従う。

(輸送役務契約の解除)

第111条 「輸送役務発注者」は、次の各号の一に該当するときは、「輸送役務契約」の全部又は一部を解除することができる。

- 一 「事業者」の責めに帰する事由により、「輸送役務契約」に定める履行期限までに輸送役務を完了する見込みがないとき。
- 二 「事業者」が「輸送役務契約」に定める義務に違反したとき。
- 三 「事業者」が「輸送役務契約」の履行が不能となった理由を明らかにして契約解除申請書を提出したとき。
- 四 本契約が解除されたとき。

(輸送役務契約の解除の効力)

第 112 条 「事業者」は、「輸送役務発注者」に対して、前条第一号乃至第四号のいずれか(第三号及び第四号の場合は、「輸送役務契約」の履行が不能となったこと及び本契約が解除されたことが「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に限る。)により「輸送役務契約」が解除された場合、「運航経費」の10分の1に相当する金額の範囲内で「輸送役務発注者」が決定する違約金を支払わなければならない。ただし、「輸送役務発注者」に生じた損害又は費用が当該違約金額を超える場合は「輸送役務発注者」が、違約金に加え、その超えた金額を、「事業者」に対して損害賠償請求することを妨げない。なお、「輸送役務契約」が解除された場合であっても、本契約に別途の定めのある場合を除き、本契約の効力には影響を及ぼさないものとする。

(仲裁)

第 113 条 「輸送役務契約」に関して紛争が生じた場合において、「輸送役務発注者」と「事業者」の間の協議により、なお解決をみない場合は、一般社団法人日本海運集会所にその仲裁を依頼するものとする。

第 12 章 表明保証及び誓約等

(事業者による事実の表明保証及び誓約)

第 114 条 「事業者」は、「発注者」に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

一 「事業者」は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。

二 「事業者」による本契約の締結及び履行に関して、「事業者」に対し適用のある「法令等」、「事業者」の定款その他の社内規則上必要とされる「事業者」の一切の手続きが有効に履践されており、これらの手続に関する違反がないこと。

三 「事業者」による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、「事業者」に適用のある「法令等」に違反せず、又は「事業者」が当事者であり若しくは「事業者」が拘束される契約その他の合意に反しないこと。

四 本契約上の「事業者」の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある「事業者」の義務であり、かつ本契約の各規定に従って「事業者」に対して執行可能であること。

2 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾なくして、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡・譲受、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為を行わないこと、「基本協定書」に基づいて「出資者」が「発注者」に提出した「出資者誓約書」の内容に虚偽のないこと、及び「事業者」の代表者、取締役その他の役員又は商号に変更があった場合には、直ちに「発注者」に対して通知することを誓約する。

(提出書類)

第 115 条 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「事業者」の会社情報及び財務情報に関する各種書類を「発注者」に提出しなければならない。

2 「発注者」は、「本事業」の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて、「事業者」に対して財務状況等に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

(その他特約条項)

第 116 条 本契約の特約として、本契約別紙 7「暴力団排除に関する特約条項」及び本契約別紙 8「談合等の不正行為に関する特約条項」の規定が適用される。これらの別紙において甲とあるのは「発注者」をいい、乙とあるのは「事業者」をいう。

第 13 章 雑則

(本契約の変更)

第 117 条 本契約（別紙を含む。）の変更は、「発注者」及び「事業者」の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 118 条 本契約は、日本国の「法令等」に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約に関する紛争又は訴訟について、第一審の専属管轄は、東京地方裁判所とする。

(解釈)

第 119 条 本契約（本契約に基づき「輸送役務契約」が締結された場合には「輸送役務契約」を含む。以下本条において同じ。）に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、「発注者」及び「事業者」の間で誠実に協議の上、これを定める。

附則

(出資者の誓約)

第 1 条 「事業者」は、「出資者」をして、事前に書面により「発注者」の承諾を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を第三者に対して譲渡させることができる。ただし、「事業者」は、「基本協定書」別紙 3 の「出資者誓約書」を提出した「出資者」については、「発注者」による事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約終了までの間、「事業者」の株式又は「事業者」に対する債権を保有させなければならない。

2 「事業者」は、「出資者」をして、事前に書面により「発注者」の同意を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部に対して担保権を設定させることができる。

- 3 第1項の取扱いは、「出資者」間において「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。

（融資団との協議）

第2条 「発注者」は、その必要を認めた場合には、「本事業」に関し、「事業者」に融資を行う融資団との間で協議を行う。「発注者」がこの協議を行う場合には、次の各号に掲げる事項等を定める。

- 一 本契約に関し、「事業者」に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への事前通知及び融資団との協議に関する事項
- 二 「事業者」の株式又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を、「出資者」から第三者に対して譲渡させるに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 三 融資団が「事業者」への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 四 「発注者」による本契約の解除に伴う措置に関する事項

別紙 1 契約代金額の内訳

単位:円

事業年度	令和7年度					令和8年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
I. 1号船舶サービス対価				0	0	0	0	0	0	0
1号船舶調達費				0	0	0	0	0	0	0
1号船舶整備費					0					0
1号船舶調達利息					0					0
1号船舶維持管理・運航準備費				0	0	0	0	0	0	0
1号船舶維持管理費					0					0
1号船舶船員費					0					0
1号船舶運航準備費					0					0
その他の費用 (1号船舶)					0					0
II. 2号船舶サービス対価				0	0	0	0	0	0	0
2号船舶調達費				0	0	0	0	0	0	0
2号船舶整備費					0					0
2号船舶調達利息					0					0
2号船舶維持管理・運航準備費				0	0	0	0	0	0	0
2号船舶維持管理費					0					0
2号船舶船員費					0					0
2号船舶運航準備費					0					0
その他の費用 (2号船舶)					0					0
I + II : サービス対価の合計 (税抜)				0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計				0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計 (税込)				0	0	0	0	0	0	0

<様式作成にあたっての注意事項>

- *1 本様式におけるサービス対価の合計(税抜)は、入札書の金額と一致させること。なお、本様式は、落札後、事業契約書別紙1として添付され、上記のスケジュールに従い、防衛省からサービス対価が支払われることに留意すること。
- *2 算定根拠は、様式A-5添付②における営業収入(国からの収入)と整合させること。
- *3 上表の各項目の算定方法等は、「資料-4 サービス対価の算定及び支払方法」に対応させること。
- *4 消費税等(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、四半期毎の各費目が1円単位となるように、小数点以下を切り捨てること。
- *5 各事業年度は、第1四半期(4月～6月)、第2四半期(7月～9月)、第3四半期(10月～12月)及び第4四半期(翌1月～3月)で構成される。
- *6 セルに入力済みの計算式は、原則として変更しないこと。
- *7 物価変動は考慮しないこと。

単位:円

事業年度	令和9年度					令和10年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
I. 1号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶整備費					0					0
1号船舶調達利息					0					0
1号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶維持管理費					0					0
1号船舶船員費					0					0
1号船舶運航準備費					0					0
その他の費用 (1号船舶)					0					0
II. 2号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶整備費					0					0
2号船舶調達利息					0					0
2号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶維持管理費					0					0
2号船舶船員費					0					0
2号船舶運航準備費					0					0
その他の費用 (2号船舶)					0					0
I + II : サービス対価の合計 (税抜)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計 (税込)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:円

事業年度	令和11年度					令和12年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
I. 1号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶整備費					0					0
1号船舶調達利息					0					0
1号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶維持管理費					0					0
1号船舶船員費					0					0
1号船舶運航準備費					0					0
その他の費用 (1号船舶)					0					0
II. 2号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶整備費					0					0
2号船舶調達利息					0					0
2号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶維持管理費					0					0
2号船舶船員費					0					0
2号船舶運航準備費					0					0
その他の費用 (2号船舶)					0					0
I + II : サービス対価の合計 (税抜)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計 (税込)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:円

事業年度	令和13年度					令和14年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
I. 1号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶整備費					0					0
1号船舶調達利息					0					0
1号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶維持管理費					0					0
1号船舶船員費					0					0
1号船舶運航準備費					0					0
その他の費用（1号船舶）					0					0
II. 2号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶整備費					0					0
2号船舶調達利息					0					0
2号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶維持管理費					0					0
2号船舶船員費					0					0
2号船舶運航準備費					0					0
その他の費用（2号船舶）					0					0
I + II : サービス対価の合計（税抜）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計（税込）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:円

事業年度	令和15年度					令和16年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
I. 1号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶整備費					0					0
1号船舶調達利息					0					0
1号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1号船舶維持管理費					0					0
1号船舶船員費					0					0
1号船舶運航準備費					0					0
その他の費用 (1号船舶)					0					0
II. 2号船舶サービス対価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶調達費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶整備費					0					0
2号船舶調達利息					0					0
2号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2号船舶維持管理費					0					0
2号船舶船員費					0					0
2号船舶運航準備費					0					0
その他の費用 (2号船舶)					0					0
I + II : サービス対価の合計 (税抜)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計 (税込)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:円

事業年度	令和17年度				総合計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	年度計	
I. 1号船舶サービス対価	0	0	0	0	0
1号船舶調達費	0	0	0	0	0
1号船舶整備費				0	0
1号船舶調達利息				0	0
1号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0
1号船舶維持管理費				0	0
1号船舶船員費				0	0
1号船舶運航準備費				0	0
その他の費用 (1号船舶)				0	0
II. 2号船舶サービス対価	0	0	0	0	0
2号船舶調達費	0	0	0	0	0
2号船舶整備費				0	0
2号船舶調達利息				0	0
2号船舶維持管理・運航準備費	0	0	0	0	0
2号船舶維持管理費				0	0
2号船舶船員費				0	0
2号船舶運航準備費				0	0
その他の費用 (2号船舶)				0	0
I + II : サービス対価の合計 (税抜)	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0
サービス対価の合計 (税込)	0	0	0	0	0

別紙 2 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。
なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「1号船舶」
「事業者」が令和7年12月31日までに調達し、令和8年1月1日から運航を開始する予定の船舶（仕様等は「要求水準書」に定めるところによる。）をいう。
- 2 「1号船舶維持管理・運航準備費」
「1号船舶維持管理費」、「1号船舶船員費」及び「1号船舶運航準備費」の合計額をいう。
- 3 「1号船舶維持管理費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「1号船舶」の「船舶維持管理業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 4 「1号船舶運航準備費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「1号船舶」の「本事業船員」の資格取得・技術取得を支援するための経費、「本事業船員」に対する労務管理経費、「本事業船員」を雇用するための間接経費（会社運営費・事務所経費）、「年度運航計画書」の策定等、運航準備の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 5 「1号船舶サービス対価」
「1号船舶調達費」、「1号船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用（1号船舶）」の合計額をいう。
- 6 「1号船舶整備費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「1号船舶」の「船舶調達業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 7 「1号船舶船員費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「1号船舶」の「待機態勢」を維持するために必要な「本事業船員」の給与等（福利厚生等の諸経費含む。）に相当する対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 8 「1号船舶調達費」
「1号船舶整備費」及び「1号船舶調達利息」の合計額をいう。
- 9 「1号船舶調達利息」
「1号船舶整備費」を元本とする、本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」に定める方法による均等払いを前提とする「調達利率」により算定される利息の額をいい、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。
- 10 「運航開始確認書」
第50条に基づき「発注者」が「本事業船舶」の「船舶調達業務」が完了したことを確認するとともに、「船舶維持管理業務」、「船員雇用・養成業務」及び「船舶運航業務」の実施に必要な体制が確保されていることを確認した場合に「事業者」に対して交付する確認書をいう。
- 11 「運航経費」
「輸送役務契約」に基づき、輸送役務の履行の対価として「輸送役務発注者」が「事業者」に支払う金員をいう。
- 12 「運航遅延期間」

各「本事業船舶」に係る「船舶運航開始予定日」（同日を含む。）から「船舶運航開始日」（同日を含む。）までの期間をいう。

13 「運航判断要件」

「発注者輸送所要」のうち第 77 条第 1 項又は第 80 条第 1 項に定める場合の輸送に関して、「本事業船舶」が運航可能か否かを判断するための基礎となる要件であって、「要求水準書」に記載された素案をもとに、「本事業」開始後に「発注者」と「事業者」の間で協議の上、成案を作成する要件をいう。

14 「解除時現状復旧費用」

本契約が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来していない場合において、解除対象となった「本事業船舶」（ただし、「本事業船舶」を中古船舶の改造により調達する場合に限る。）を「改造等」前の原姿に復旧するのに要した工事部分を「発注者」が検査し、当該検査に合格した部分に相当する金額及びこれに係る「消費税等」をいう。

15 「解除時出来高金額」

本契約が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来していない場合において、解除対象となった「本事業船舶」の「改造等」に係る出来高部分及び関連する「設計図書」等の成果を「発注者」が検査し、当該検査に合格した部分に相当する金額及びこれに係る「消費税等」をいう。

16 「改造等」

「船舶調達業務」として第 40 条第 1 項に基づき実施される新規船舶の建造又は中古船舶の改造を個別に又は総称していう。

17 「改造等費用金額」

「1 号船舶整備費」及び「2 号船舶整備費」のうち、新造船舶の設計・建造費用又は中古船舶の購入・改造、試験、各種検査費用に相当する金額をいう。

18 「各業務」

「事業契約書等」に定める「船舶調達業務」、「船舶維持管理業務」、「船員雇用・養成業務」、「船舶運航業務」及び「全般管理業務」のそれぞれをいう。

19 「管海官庁」

「本事業船舶」についての、「船舶安全法施行規則」第 1 条第 14 項に定める「管海官庁」をいう。

20 「監視職員」

「事業者」による「本事業」の適正かつ確実な履行を確保するために監視等を行う者として「発注者」が定めた職員をいう。

21 「基準金利」

本契約別紙 9 「再計算の利息の算定に係る調達利率」に定める基準金利をいう。

22 「基本協定書」

「発注者」、「代表企業」及び「構成員」が締結した「本事業」に関する基本協定書（別紙を含む。）をいう。

23 「基本設計書」

「本事業船舶」の基本設計の内容を示す設計図書を総称していう。

24 「業績等」

「事業者」の経営管理状況、「事業者」及び「選定企業」が実施する「本事業」における「各業務」の業績及び実施状況（ただし、「輸送役務契約」に基づき実施される「本事業船舶」による輸送役務についての業績及び実施状況は除く。）をいう。

25 「業務不履行」

「発注者」による「業績等」に関する監視の結果、「事業者」の責めに帰すべき事由により「要求水準」を達成しない虞がある、又は「要求水準」を達成していないと判断した状態をいう。

- 26 「許認可等」
第 28 条第 1 項に定める「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出をいう。
- 27 「緊急輸送通知」
第 80 条第 2 項の規定に基づき、「発注者」が「事業者」に対して行う通知をいう。
- 28 「契約解除通知日」
本契約の解除通知が通知の相手方に到達した日をいう。
- 29 「係留施設」
日常的に「本事業船舶」を「待機態勢」時に係留する港湾として「事業者」が確保する港湾をいう。
- 30 「係留施設計画書」
「要求水準書」に基づき「船舶維持管理業務」のうち船舶維持管理に係る業務に関して、「事業者」が作成する「係留施設」の利用条件（係留・係船条件、係留施設からの出入港の方法等）、「係留施設」における「本事業船舶」の保全管理体制等に関する計画書をいう。
- 31 「公共施設等の管理者等」
「PFI 法」第 2 条第 3 項に定める者をいう。
- 32 「構成員」
「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する各業務等を「事業者」から直接受任し、又は請け負うとともに「事業者」に出資する日本国法人のうち、「代表企業」以外の者をいう。
- 33 「雇用計画書」
「要求水準書」及び「提案書類」に従い、「本事業船舶」の「船員雇用・養成業務」に関して「事業者」が作成する、海技資格や予備自衛官の有無を含む、「本事業船員」の体制に係る、「船舶運航期間」全体の雇用計画書と毎「事業年度」の雇用計画書を個別に又は総称していう。
- 34 「雇用実績書」
「要求水準書」及び「提案書類」に従い、「本事業船舶」の「船員雇用・養成業務」に関して「事業者」が作成する、「本事業船員」各人の「予備自衛官等」の身分の有無、保有する海技資格の種類、雇用状況に係る実績書を個別に又は総称していう。
- 35 「サービス対価」
「発注者」が「事業者」に支払う「本事業」の実施による対価であるところの「1 号船舶サービス対価」及び「2 号船舶サービス対価」の合計額をいい、詳細は本契約別紙 4 「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 36 「再計算の利息」
本契約が解除された場合に、「契約解除通知日」から「発注者」が選択した支払方法による支払日（当該支払日が複数ある場合には、それぞれの支払日）までの期間について「調達利率」により再計算した利息の額をいう。ただし、当該利息の算定を行うにあたっての「調達利率」は、契約解除の事由及び選択した支払方法によって異なり、詳細は本契約別紙 9 「再計算の利息の算定に係る調達利率」による。
- 37 「再受任者」
「本事業」の実施に伴う「各業務」の一部を「事業者」から直接受任を受けて業務を実施する「選定企業」から受任する者をいう。
- 38 「自衛官」
防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 39 条に定める自衛官をいう。
- 39 「自衛隊法」
自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）をいう。
- 40 「事業期間」

本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約の全部が解除された日又は各「本事業船舶」の「船舶運航終了予定日」のいずれか遅い日の双方のうち、いずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。

- 41 「事業契約書」
「発注者」と「事業者」が締結した「民間船舶の運航・管理事業（旅客船）事業契約書」（別紙を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。
- 42 「事業契約書等」
「事業契約書」、「入札説明書等」及び「提案書類」の総称をいう。
- 43 「事業工程表」
「本事業」の「事業期間」に亘る工程表をいう。
- 44 「事業者」
「基本協定書」に基づいて「代表企業」及び「構成員」が「本事業」の実施のみを目的として会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立した新会社をいう。
- 45 「事業年度」
「事業期間」中の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間とし、初年度については、「事業契約書」の締結日から最初に到来する 3 月 31 日までとする。
- 46 「支出負担行為」
財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 34 条の 2 第 1 項に規定する支出負担行為をいう。
- 47 「下請負人」
「本事業」の実施に伴う「各業務」の一部を「事業者」から直接請け負って業務を実施する「選定企業」から請け負う者をいう。
- 48 「支払対象期間」
各「事業年度」における 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、又は 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間又は 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間をいう。
- 49 「出資者」
「事業者」の株式を所有する日本国法人をいう。
- 50 「出資者誓約書」
「基本協定書」に基づいて「出資者」である者が「発注者」に提出する誓約書をいい、「基本協定書」別紙 3 に記載の書式による。
- 51 「詳細設計書」
「本事業船舶」の詳細設計の内容を示す設計図書を総称していう。
- 52 「消費税等」
消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。
- 53 「成果物」
「要求水準書」、「発注者」の要求その他本契約に基づき「事業者」が作成する「設計図書」その他の一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- 54 「設計図書」
「基本設計書」と「詳細設計書」を総称していう。
- 55 「船員雇用・養成企業」
「本事業船舶」の「船員雇用・養成業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提案書類」に記載される者をいう。
- 56 「船員雇用・養成業務」
「本事業船舶」が「待機態勢」を確保できるよう、「本事業船員」を雇用・維持のうえ、「本事業船舶」の運航にあたって必要となる教育・訓練の実施及び適切な配乗・労務管理に係る一切の業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「提案

書類」による。

- 57 「全損」
「船舶運航期間」において、各「本事業船舶」が滅失した場合、著しい損傷を被り技術的・物理的・経済的に修繕不能となった場合又は救助が不可能な場合であって、当該「本事業船舶」に関する「本事業」の継続が不可能と「発注者」が認める状態をいう。
- 58 「選定企業」
「代表企業」及び「構成員」を個別に又は総称していう。
- 59 「選定事業」
「PFI法」第2条第4項に定める選定事業をいう。
- 60 「船舶安全法」
船舶安全法（昭和8年法律第11号）をいう。
- 61 「船舶安全法施行規則」
船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）をいう。
- 62 「船舶維持管理企業」
「本事業船舶」の「船舶維持管理業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提案書類」に記載される者をいう。
- 63 「船舶維持管理業務」
「本事業船舶」の「待機態勢」を確保するために必要な「本事業船舶」の保守点検・修繕、船用品の手配・維持、「係留施設」の確保・維持等に関する一切の業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「提案書類」による。
- 64 「船舶維持管理業務計画書」
「船舶維持管理業務」のうち船舶維持管理に係る業務の実施に必要な人員、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等についての計画書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」による。
- 65 「船舶運航開始日」
各「本事業船舶」について、「発注者」が「事業者」に対して、第50条に基づき交付する「運航開始確認書」に記載した日をいう。
- 66 「船舶運航開始予定日」
各「本事業船舶」の「船舶運航業務」の開始予定日を個別に又は総称していう。
- 67 「船舶運航期間」
各「本事業船舶」につき、「船舶運航開始日」（同日を含む。）以降本契約の終了日までの期間をいう。
- 68 「船舶運航企業」
「本事業船舶」の「船舶運航業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提案書類」に記載される者をいう。
- 69 「船舶運航業務」
「発注者」の輸送所要に対応可能とするように「本事業船舶」の運航を行うにあたって必要な業務全般であって、船舶の運航準備、船舶の運航（「被災者支援における業務」を含む。以下、この号において同じ。）に際して寄港予定の港湾施設の確保・調整に至るまでの船舶の運航に関して必要な一切の業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「提案書類」による。
- 70 「船舶運航業務（緊急時）」
「船舶運航業務」のうち、「緊急輸送通知」に基づく「事業者」による「本事業船舶」の運航に係る業務をいう。
- 71 「船舶運航業務（通常時）」
「船舶運航業務」のうち、自衛隊訓練及び公的機関の輸送等における「事業者」による「本事業船舶」の運航に係る業務であって、「船舶運航業務（緊急時）」及び「船

舶運航業務（防衛出動等）」以外の業務をいう。

- 72 「船舶運航業務（防衛出動等）」
「船舶運航業務」のうち、「防衛出動等運航準備通知」に基づく「事業者」による「本事業船舶」の「発注者」に対する裸傭船等に係る業務をいう。
- 73 「船舶運航終了予定日」
各「本事業船舶」の「船舶運航業務」の終了予定日である令和 17 年 12 月 31 日をいう。ただし、本契約の規定に基づき各「本事業船舶」の「船舶運航業務」の終了予定日が変更された場合には、変更後の終了予定日をいう。
- 74 「船舶救命設備規則」
船舶救命設備規則（昭和 40 年運輸省令第 36 号）をいう。
- 75 「船舶調達企業」
本契約に定める「船舶調達業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提案書類」に記載される者をいう。
- 76 「船舶調達業務」
「本事業船舶」の調達に関する業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「提案書類」による。
- 77 「船舶調達業務開始日」
各「本事業船舶」の「調達業務」が開始した日を個別に又は総称していう。
- 78 「船舶調達業務開始予定日」
各「本事業船舶」の「調達業務」を開始する日として、「事業工程表」に記載された日を個別に又は総称していう。
- 79 「船舶引渡計画書等」
「要求水準書」に基づき「船舶運航業務（防衛出動等）」に関して「裸傭船引渡港湾」での「防衛出動船舶」の引渡に必要な書類として「事業者」が作成する船舶引渡計画書及び（必要な場合）荷役要領の総称をいう。
- 80 「船舶法」
船舶法（明治 32 年法律第 46 号）をいう。
- 81 「全般管理企業」
「全般管理業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提案書類」に記載される者をいう。
- 82 「全般管理業務」
「事業者」の経営管理及び「選定企業」の業務管理、「発注者」との間の連絡調整その他「本事業」の全般的な管理に必要な業務等をいい、その業務内容の詳細は本契約のほか、「要求水準書」及び「提案書類」による。
- 83 「総括代理人」
「事業者」が第 21 条第 2 項の権限を行使させるために設置する者をいう。
- 84 「その他の費用」
「その他の費用（1号船舶）」及び「その他の費用（2号船舶）」を個別に又は総称していう。
- 85 「その他の費用（1号船舶）」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち、事業者の開業に伴う諸費用、事業契約締結日から「事業期間」の終了日までの「全般管理業務費」及び事業者の管理費用並びに事業者の税引前利益（「1号船舶調達利息」に計上される部分を除く。）を「その他の費用（2号船舶）」と業務量等の比率で合理的に按分したものである。その内容は本契約別紙 4 「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 86 「その他の費用（2号船舶）」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち、事業者の開業に伴う諸費

用、事業契約締結日から「事業期間」の終了日までの「全般管理業務費」及び事業者の管理費用並びに事業者の税引前利益（「2号船舶調達費」に計上される部分を除く。）を「その他の費用（1号船舶）」と業務量等の比率で合理的に按分したものによる対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。

87 「待機態勢」

「発注者」からの「緊急輸送通知」発出後、遅くとも72時間で「係留施設」又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港を出港できるよう、「要求水準」を満たした「本事業船舶」及び「本事業船員」が確保された状態のことをいう。

88 「第二種船」

「船舶救命設備規則」第1条の2第2項に定める第二種船をいう。

89 「代表企業」

「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する各業務等を「事業者」から直接受任し、又は請け負うとともに「事業者」に出資する日本国法人のうち、「提案書類」において代表企業として定められる者をいう。

90 「知的財産権等」

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、実用新案権等の工業所有権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の総称をいう。

91 「中間検査」

「船舶安全法」第5条第1項第2号にいう中間検査をいう。

92 「長期整備作業計画書」

「船舶維持管理業務」に関する長期整備作業計画書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」による。

93 「調達利息」

「1号船舶調達利息」及び「2号船舶調達利息」を個別に又は総称していう。

94 「調達利率」

「基準金利」と「提案書類」に記載された利ざやを合計した、「調達利息」の料率をいう。

95 「提案書類」

「選定企業」が「本事業」の入札手続において「発注者」に提出した「本事業」の実施に係る提案書類一式（「発注者」が当該提案書類一式の詳細を明確化するために、本契約の締結までに「事業者」に提出を求めた資料その他の情報を含む。）をいい、内容を明確化するために、「発注者」及び「事業者」が本契約の締結までに確認した事項を含む。

96 「定期検査」

「船舶安全法」第5条第1項第1号にいう定期検査をいう。

97 「定期検査等」

「事業者」が「船舶維持管理業務」を実施するに当たり、第56条第2項に基づき「発注者」の確認を得た上で、同条第3項に基づき実施する「中間検査」又は「定期検査」を個別に又は総称していう。

98 「2号船舶」

「事業者」が令和7年12月31日までに調達し、令和8年1月1日から運航を開始する予定の船舶（仕様等は「要求水準書」に定めるところによる。）をいう。

99 「2号船舶維持管理・運航準備費」

「2号船舶維持管理費」、「2号船舶船員費」及び「2号船舶運航準備費」の合計額をいう。

100 「2号船舶維持管理費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「2号船舶」の「船舶維持管理業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定

- 及び支払方法」による。
- 101 「2号船舶運航準備費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「2号船舶」の「本事業船員」の資格取得・技術取得を支援するための経費、「本事業船員」に対する労務管理経費、「本事業船員」を雇用するための間接経費（会社運営費・事務所経費）、「年度運航計画書」の策定等、運航準備の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 102 「2号船舶サービス対価」
「2号船舶調達費」、「2号船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用（2号船舶）」の合計額をいう。
- 103 「2号船舶整備費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「2号船舶」の「船舶調達業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 104 「2号船舶船員費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「2号船舶」の「待機態勢」を維持するために必要な「本事業船員」の給与等（福利厚生等の諸経費含む。）に相当する対価をいい、その内容は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 105 「2号船舶調達費」
「2号船舶整備費」及び「2号船舶調達利息」の合計額をいう。
- 106 「2号船舶調達利息」
「2号船舶整備費」を元本とする、本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」に定める方法による均等払いを前提とする「調達利率」により算定される利息の額をいい、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。
- 107 「入札説明書等」
「発注者」が「本事業」の入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 108 「年度運航計画書」
「船舶運航業務」に関する「船舶運航期間」中の各「事業年度」ごとの運航計画書を個別に又は総称していい、その内容の詳細は「要求水準書」による。
- 109 「裸備船引渡港湾」
「防衛出動等」のため、「事業者」が「発注者」に対して、裸備船で「本事業船舶」の引き渡しを行う港湾として「発注者」が指定した港をいう。
- 110 「発注者」
「事業契約書」に記名押印した、防衛装備庁の支出負担行為担当官等をいう。
- 111 「発注者輸送所要」
「発注者」又は「輸送役務発注者」が「本事業船舶」の使用を必要とする以下の場合を個別に又は総称していう。
① 自衛隊の訓練のために必要な輸送
② 自衛隊の任務遂行のために必要な輸送
③ 公的機関のための輸送等（防衛省が発注する在日米軍の輸送役務等）
- 112 「被災者支援」
災害等によって被災した方に対する入浴、給食、宿泊等の支援をいう。
- 113 「被災者支援における業務」
「本事業船舶」を活用した「被災者支援」にあたり「事業者」が実施する業務をいい、詳細は「要求水準書」及び「提案書類」による。
- 114 「PFI法」

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

- 115 「不可抗力」
本契約別紙 6 「不可抗力による費用分担」の定義によるものをいう。
- 116 「部隊等」
「本事業船舶」の輸送対象となる、自衛隊員等、自衛隊の使用する車両及びその他必要な装備品等をいう。
- 117 「防衛出動等」
自衛隊の任務又は訓練のために必要な輸送のうち、「要求水準書」及び「運航判断要件」に基づき、「事業者」が「本事業船舶」の運航を行わない場合に係るものをいう。
- 118 「防衛出動等運航準備通知」
第 77 条第 3 項の規定に基づき、「発注者」が「事業者」に対して行う通知をいう。
- 119 「法令等」
法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- 120 「法令等の変更等」
本契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。
- 121 「本事業」
「事業契約書等」及び「PFI 法」に基づいて実施する民間船舶の運航・管理事業（旅客船）をいう。
- 122 「本事業船員」
「本事業船舶」の運航に必要な船員（日本国籍を有する者に限る。）を個別に又は総称していう。
- 123 「本事業船舶」
「1 号船舶」及び「2 号船舶」を個別に又は総称していう。
- 124 「本事業船舶維持管理・運航準備費」
「1 号船舶維持管理・運航準備費」及び「2 号船舶維持管理・運航準備費」を個別に又は総称していう。
- 125 「本事業船舶調達費」
「1 号船舶調達費」及び「2 号船舶調達費」を個別に又は総称していう。
- 126 「本事業船舶調達費の解除時残額」
本契約が解除された場合であって、「船舶運航開始日」が到来している場合において、解除対象となった「本事業船舶」に係る「1 号船舶整備費」若しくは「2 号船舶整備費」のいずれか又は両方の未払額、これに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「調達利息」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額並びにこれらにかかる「消費税等」（ただし、「事業者」が受領した保険金がある場合には、当該保険金額を控除する。）
- 127 「民間収益事業」
「発注者」の「発注者輸送所要」に係る運航に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、「事業者」が「本事業船舶」を用いて実施する民間の輸送所要に対する商業運航を行う事業をいう。
- 128 「輸送役務契約」
「輸送役務発注者」と「事業者」の間で、本契約別紙 10 「輸送役務契約書の雛型」の様式により本契約と別途締結される、「発注者輸送所要」の詳細及びその輸送に係る経費負担に関する契約をいう。
- 129 「輸送役務発注者」

防衛省に属する支出負担行為担当官等であって、本契約に基づき「輸送役務契約」を締結し、「本事業船舶」により「発注者輸送所要」の履行を発注する者をいう。

130 「要求水準」

「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。なお、「提案書類」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

131 「要求水準確認計画書」

「船舶調達業務」に関する要求水準確認計画書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」による。

132 「要求水準書」

「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める「要求水準」を示す書類をいい、「発注者」が公表した民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する業務要求水準書（公表後の追加、変更及び当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。

133 「予備自衛官」

「自衛隊法」第 66 条第 1 項に定める予備自衛官をいう。

134 「予備自衛官等」

「予備自衛官」及び「予備自衛官補」を総称していう。

135 「予備自衛官補」

自衛隊法第 75 条の 9 第 1 項に定める予備自衛官補をいう。

136 「臨時検査」

「船舶安全法」第 5 条第 1 項第 3 号にいう臨時検査をいう。

別紙 3 業績等の監視及び改善要求措置要領

【入札説明書添付書類 資料-7 業績等の監視及び改善要求措置要領を添付する】

別紙 4 サービス対価の算定及び支払方法

【入札説明書添付書類 資料-4 サービス対価の算定及び支払方法を添付する】

別紙 5 事業者等が付す保険等

「本事業」に関して、「事業者」に付保を要請する保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の保険種目並びに保険条件は最小限度の条件であり、「事業者」の判断に基づき、追加的な保険種目の付保並びに補償範囲を拡大することを妨げるものではない。

1 「船舶調達業務」に係る保険

(1) 「船舶調達業務」の履行に係る保険

① 履行保証保険

保険内容：「本契約」の不履行により生じる損害をてん補

契約者：「事業者」、「選定企業」又は「本事業船舶」として改造を実施する予定の中古船舶を下記保険期間開始時に保有している者

被保険者：「発注者」又は「事業者」

保険期間：「本契約」締結日から各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」までの期間
保険金額：「1号船舶整備費」及び「2号船舶整備費」のうち「改造等費用金額」に相当する額の10分の1以上。

「船舶調達業務」の履行を確保するために、本契約第9条第1項第二号アによる保証を付す場合に限る。

また、「事業者」又は「選定企業」は、「事業者」を被保険者とする履行保証保険契約が締結される場合、「事業者」、「選定企業」又は上記中古船舶を保険期間開始時に保有している者をして、保険金請求権に第95条第1項による違約金支払債務を被担保債権とする質権を、「発注者」のために設定させるものとする。かかる質権設定費用は「事業者」又は「選定企業」が負担する。

(2) 「船舶調達業務」のうち「改造等」に係る保険

① 船舶建造保険（「本事業船舶」を新造により調達する場合）

保険内容：各「本事業船舶」の建造中の船舶に生じた事故による損害をてん補

契約者：「事業者」又は「選定企業」

被保険者：「発注者」、「事業者」、「選定企業」及びその下請負人

保険期間：建造開始日から各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」の前日まで

保険金額：新造船舶の建造費用相当

免責金額：「事業者」の提案による

② 船舶修繕保険（「本事業船舶」を中古船舶の改造により調達する場合）

保険内容：各「本事業船舶」の改造工事中に船舶及び工事材料に生じた損害をてん補

補

契約者：「事業者」又は「選定企業」（若しくは「選定企業」から「改造等」の再委任を受けた造船会社）

被保険者：「発注者」、「事業者」、「選定企業」、「船舶調達企業」から「改造等」の再委任を受けた造船会社及びその下請負人

保険期間：改造開始日から各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」の前日まで

保険金額：各「本事業船舶」の「改造等費用金額」相当

免責金額：「事業者」の提案による

「事業者」は、上記①又は②に係る保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「発注者」に提出するものとし、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

また、「事業者」は、「改造等」を行った各「本事業船舶」について、造船所から「係留施設」に回航する期間においても当該各「本事業船舶」に生じた損害を補償する保険を付保するものとする。その内容は「事業者」の提案によるものとする。なお、「事業者」は、業務遂行上における事故に起因する対人及び対物損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

2 「船舶維持管理業務」に係る保険

① 普通期間保険（船体保険）

保険内容：各「本事業船舶」の本来の使用目的である運航中（それに付随する小修繕・検査による入渠・上架中、荷役・ドック待ちによる停船中を含む）に船舶に生じた海難事故による損害をてん補

契約者：「事業者」又は「選定企業」

被保険者：「発注者」、「事業者」、「選定企業」及びその下請負人

保険期間：各「本事業船舶」の「船舶運航期間」

保険金額：「1号船舶整備費」又は「2号船舶整備費」

免責金額：「事業者」の提案による

② 船主責任保険（P & I 保険）

保険内容：各「本事業船舶」の運航、使用または管理により法律上の損害賠償責任を負担し、費用を支出することによって被る損害をてん補

契約者：「事業者」又は「選定企業」

被保険者：「発注者」、「事業者」、「選定企業」及びその下請負人

保険期間：各「本事業船舶」の「船舶運航期間」

保険金額：船主責任制限法に基づく船主責任制限額以上（トン数ベース）

免責金額：「事業者」の提案による

ただし、上記①及び②の保険に関して、事業者が提案する「本事業船舶」の係船方法等により、係船期間と「輸送役務契約」の履行期間で保険を分けて付保することが経済合理的である場合、当該提案を容認する。この場合、係船期間の保険料は本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」に基づき、サービス対価の一部として支払うが、個別の運航時に要する保険料は「輸送役務契約」に基づく「運航経費」の一部として支払う。

「事業者」は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「発注者」に提出するものとし、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

4 「全般管理業務」に係る保険

「事業者」又は「選定企業」は、必要に応じて「全般管理業務」遂行に係る保険を、全「事業期間」について、提案することができる。その内容は「事業者」の提案によるものとする。

「事業者」は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「発注者」に提出するものとし、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

5 「輸送役務契約」に係る保険

「輸送役務発注者」との間で「輸送役務契約」を締結した場合、「事業者」は、当該「輸送役務契約」の履行に関して、以下の保険を付保するものとする。ただし、「輸送役務契約」に基づき、「輸送役務発注者」が別の付保条件を指定した場合、その指定内容が合理的な限りにおいて、その内容に従うものとする。

① 船客傷害賠償責任保険

保険内容：船舶による旅客の運送に関して人身事故が生じ、被害者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補

契約者：「事業者」又は「選定企業」

被保険者：「輸送役務発注者」、「事業者」、「選定企業」及びその下請負人

保険期間：「輸送役務契約」の契約期間

保険金額：旅客1名あたり3千万円以上

免責金額：「事業者」の提案による

② 貨物海上保険

保険内容：貨物の海上輸送中の事故による損害をてん補

契約者：「事業者」又は「選定企業」

被保険者：「輸送役務発注者」、「事業者」、「選定企業」及びその下請負人

保険期間：「輸送役務契約」の契約期間

保険金額：「本事業船舶」に積載し、輸送する自衛隊の車両及び装備品等の再調達価額相当

免責金額：「事業者」の提案による

「事業者」又は「選定企業」は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「輸送役務発注者」に提出する。

「事業者」又は「選定企業」は、「輸送役務発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

別紙 6 不可抗力による費用分担

本契約第 35 条に定める「不可抗力」による費用分担は以下のとおりとする。

1 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であって、「発注者」及び「事業者」のいずれにもその責を帰すことに出来ない事由（経験ある管理者及び「事業者」側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。ただし、「事業者」、「選定企業」又は「再受任者」若しくは「下請負人」の構内における火災、経済事情の変動、原材料又は輸送手段の調達困難等は「不可抗力」には含まれない。

なお、「不可抗力」の具体例としては以下のとおり。

(1) 天災

「発注者」の想定を超える自然災害（大地震、大津波、大噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊を含む。）をいう。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合をいう。

(2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、水雷、爆弾、その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触等をいう。

(3) その他

放射能汚染、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差押え、（公権力によると否とを問わず）だ捕、捕獲、抑留、押収又は没収等をいう。

2 不可抗力による損失及び損害の範囲

「不可抗力」による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

- ① 「船舶運航開始予定日」の変更、延期及び短縮に伴う「本事業船舶調達費」、「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」（金利及び物価変動を含む。）に係る追加費用
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討に必要な調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した「本事業船舶」の修復費用及び設備関連費用
- ⑤ 「船舶運航開始予定日」の変更に伴う各種契約条件変更及び「不可抗力」を理由とする解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）

- ⑥「船舶運航開始予定日」の変更、延期及び短縮に伴う「事業者」の間接費用及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、「事業者」の逸失利益は除く。）

3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1) 各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」前までの損害分担

- ① 各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」までに発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。以下同じ。）については、当該「本事業船舶」に係る各「改造等費用金額」の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「発注者」が全額負担する。
- ② 数次にわたる「不可抗力」により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、「事業者」負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

(2) 各「本事業船舶」の「船舶運航期間」中の損害分担

- ① 各「本事業船舶」の「船舶運航開始日」以降に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が当該「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、各「事業年度」における追加費用及び損害額につき、当該「事業年度」における当該「本事業船舶」に係る「船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の合計額の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「発注者」が全額負担する。
- ② 数次にわたる「不可抗力」により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合には、「事業者」負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

別紙 7 暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に3 関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙 8 談合等の不正行為に関する特約条項

甲及び乙は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7

条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別紙 9 再計算の利息の算定にかかる調達利率

「調達利率」は、(1)「基準金利」と(2)利ざやの和で構成される。

1. 基準金利

支払方法に応じ、本契約別紙4「サービス対価の算定及び支払方法」における「基準金利」の算定方法に従い、再算定する。

2. 利ざや

契約解除の事由により以下のように定める。

- (1) 本契約第90条、第94条第一号乃至第三号（第二号については同号の遅延が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に限る。）又は「事業者」の故意若しくは重過失により「全損」が生じ第89条第1項により解除する場合上乗せする利ざやは認めない。
- (2) 本契約第91条、第92条又は「発注者」の帰責により「全損」が生じ第89条第1項により解除する場合提案書類に記載されている利ざやとする。
- (3) 本契約第93条若しくは第94条第二号（同号の遅延が「不可抗力」による場合に限る。）又は「法令等の変更等」、「不可抗力」若しくは「事業者」の軽過失により「全損」が生じ第89条第1項より解除する場合「提案書類」に記載されている融資者から提示のあった利ざやとする。この場合、「構成員」である株主からの劣後融資等は含めない。

別紙 10 輸送役務契約書の雛型

民間船舶の運航・管理事業（旅客船） 輸送役務契約書（雛型）

1 輸送役務契約件名	
2 契約金額	¥ . - (うち消費税額 ¥ . -) 契約金額（運航経費）の内訳は別紙1のとおり
3 輸送所要	輸送する部隊等の数量・諸元は別紙2のとおり
4 履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 詳細な輸送日程は別紙3のとおり
5 契約保証金	
6 特約条項の有無	

- （以下「輸送役務発注者」という。）と●（以下「事業者」という。）は、本輸送役務契約が、防衛装備庁長官（以下「発注者」という。）と事業者の間の令和●年●月●日付け「民間船舶の運航・管理事業（旅客船）事業契約書」（以下「事業契約」という。）において定義される「輸送役務契約」に該当することを確認する。
- 輸送役務発注者及び事業者は、事業契約第4条第5項に定めるところに従い、本輸送役務契約の履行については、事業契約において「輸送役務契約」に適用されることとされている各規定の定める内容に従うものとする。ただし、上記「6. 特約条項の有無」において特約として合意した内容については、当該特約条項の内容が事業契約の各規定の内容に優先するものとする。
- 輸送役務発注者及び事業者は、事業契約第4条第5項に定めるところに従い、本輸送役務契約の費用及び責任については、輸送役務発注者及び事業者のみがこれを負担するものとし、発注者に対してこれを負担することを求めない。（*本項は、輸送役務発注者と発注者が同じ主体である場合には適用しない。）
- 輸送役務発注者及び事業者は、事業契約第4条第5項に定めるところに従い、事業契約と本輸送役務契約の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、事業者、発注者及び輸送役務発注者の間で協議するものとする。（*本項は、輸送役務発注者と発注者が同じ主体である場合には、輸送役務発注者たる発注者と事業者の間で協議するものと置き換える。

令和 年 月 日

「輸送役務発注者」

「事業者」

契約金額（運航経費）内訳

別紙 1

No.	運航経費項目	金額（円）	備考
1	運航時船員手当		
2	燃料費		
3	港費		
	●●港		
	●●港		
	●●港		
4	荷役費		
5	保険料		
	旅客賠償責任保険料		
	貨物海上責任保険料		
6			
7			
8			
9			
10			
	小計		
	消費税等		
	合計		

輸送日程

別紙 3

日程	指定港湾の別	港湾名	主な作業内容		備考	
			隊員等	車両等		
令和●年●月●日	出発港	●●港	着港	車両等の待機場所確保		
			車両等の損傷有無等の確認・検数確認			
			乗船・荷揚	乗船手続・誘導	車両等の誘導	
			出港			
令和●年●月●日	中継港	●●港	着港			
			車両等の待機場所確保			
			車両等の損傷有無等の確認・検数確認			
			荷揚		車両等の誘導	
令和●年●月●日	中継港	●●港	出港			
			着港			
			乗船	乗船手続・誘導		
			出港			
令和●年●月●日	到着港	●●港	着港	車両等の待機場所確保		
			着港			
			下船・荷卸	下船誘導	車両等の誘導	
			車両等の損傷有無等の確認・検数確認			

別紙 11 民間収益事業の実施要領書

【入札説明書添付書類 資料-8 民間収益事業の実施要領書を添付する】